

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

6番 谷議員の質問を許します。6番 谷議員。

○6番（谷重幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

今回は少し時間がかかりそうですので、早速質問に入りたいと思います。

地域防災について。

4月6日のことでありました。この日は、朝から濃い霧が発生しておりました。ピーク時には視界30mを切るような濃霧で、15時半から16時ごろまで続いておりました。特に、海、河川あたりが濃く、海と川に囲まれた美浜町は全体的にそういう状況にあったと考えます。当然、交通に支障を来したことは間違いないことと、外出される方にも影響があったかと思えます。この日の気象庁発表の美浜町の記録によりますと、濃霧注意報が4月5日の20時、解除が4月6日8時14分。濃い霧が発生しているその朝に解除をされております。この記録は、後から確認したものではありませんが、実際に気象庁、また和歌山地方気象台でも確認されていない、予想もされていない気象がこの美浜町に出ているわけであります。美浜町にとっては異常気象と言っていいぐらいのことであり、さらに前段の気象庁の記録を鑑みましても、この日を例に挙げるならば、当日に注意を喚起できるのは当庁だけであったかと思えます。ふだんにおいて濃霧注意報が出たからどうこうと言うつもりもございません。どうこうする必要もないかと思えます。今回のことでも、もちろん一個人で注意していただく、これが第一ではあると思えます。しかしながら、こういった異常な事態、特殊な例のときには、町としても危機感を持って、どこでどれぐらいのことが起こっているか把握すること、また今回の濃霧で対応するならば、放送で注意を呼びかけるぐらいはあってもよかったのかなという印象は持っております。温暖化の影響か、地球規模で異常気象が言われ、日本においてもゲリラ豪雨や竜巻による被害、これらを聞くことが多い今日であります。もちろん、美浜町で起こってもおかしくはありません。こういった突発的な事象気象、そして美浜町は、海、川に囲まれた地域であり、被害も幅広いものになると考えられます。広い意味で言えば、地震もそうであるように、この地域防災に対する考え、対応力がさらに求められる時代かと思えます。

以上を踏まえ、当日の対応を含め、町の考え、ご意見があればお伺いしたい。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

谷議員の1点目、地域防災ということで、地域防災の考えを問うにお答えいたします。

この日の状況につきましては、私自身、正直なところ美浜町で濃霧が発生していたという記憶はありませんでした。ただ、何人かの職員に聞いたところ、ふだんには余りないような濃い霧が発生していたと記憶していた職員もいたのも、事実でございます。

4月5日20時から発表されていた濃霧注意報については、常日ごろ、気象情報はテレビ、ラジオはもちろんのこと、携帯電話による情報入手手段として、防災わかやまメール配信サービス等の気象情報入手サイトにも登録しており、気象情報はどこにいても入手できるようにしているのですが、濃霧注意報についての情報には気づくことはありませんでした。翌朝8時過ぎには濃霧注意報も解除されていたようで、通常の勤務をしてございました。

改めて和歌山地方気象台に問い合わせてみますと、濃霧注意報発表の運用基準は、濃霧のため交通機関に著しい障害が起ると予想される場合とされ、陸上において視程が100m、海上500mとなる場合に発表されるようです。

また、濃霧注意報は、美浜町に限らず、県下全域で同時刻に発表され、同時刻に解除されたと聞いております。

谷議員が言われるのは、こうした注意報等の情報にこだわらず、危険だと思われる気象条件であれば、住民に対して注意喚起をしてはということだと思いますが、今回のケースではなかなかそういう防災情報として注意喚起をするという判断には及ばず、そのタイミングも困難であったかに思います。ふだんから防災気象情報は、台風発生時や荒天時の天気予報により、ある程度予測できる場合はもちろんのこと、突発的な異常気象においても、災害担当長以下、災害担当職員を主とした職員は、テレビ、ラジオ、携帯電話等により気象情報の入手には努めているところでございます。今回のケースでは、注意喚起までには至りませんでした。今まで同様に、異常時における対応は、防災気象情報の収集・伝達を徹底し、危機意識の共有を図りながら、その情報については必要に応じ適切に災害対応に活用し、防災情報伝達においてもきめ細やかな情報の伝達ができるよう整備を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） 地域防災の考えというのを一つ指摘させていただいたところではありますけれども、少し気になる事象でもございましたので、質問に上げさせてもらいました。

答弁いただいたように、話としては霧がどうこうというだけの質問ではございません。この美浜町全体に、台風をはじめ大雨等美浜町特有の被害といいますか、状況というのが確認されるわけでありまして。台風を例に挙げるならば、海で言えば越波すること、それから風の被害、大きいところと言えば和田不毛の浸水、この和田不毛のことは3月定例会、碓井議員も質問で出しておりましたが、その中で詳細な記録については残していない、そういうことでありました。その他の災害、異常気象、いつどんなことで、あるいはその対

応、被害についての記録、こういったものはやはり町のほうで管理されたほうがよろしいと思います。これから、また起こったときのヒントにもなるものであると思いますし、あるいはその対応について改善される材料になるものだと思います。そのあたり、一つ町として対応をお願いして、この質問は終わります。

続いて、美浜町の子ども・子育て環境についてであります。

こども園のこと、学童保育のこと、並行して進めていきますので、ご理解ください。

県下では初の認定こども園、待機児童ゼロ、学童保育についても県内でも早い段階で取り組まれ、相当の予算を割いてこれらの環境を整えられた。当時にこういった環境を整えられたことは、町として誇れるべきものであると思います。しかしながら、先の子ども・子育て関連3法施行、核家族化が進む中、子どもを取り巻く環境について町に求められるものは、より一層大きくなってきていると思います。そんな中、3月定例会において町長からひまわりこども園については公設・公営でいく、こういうことを公言されました。私も、議会中の全員協議会、この中でひまわりこども園運営形態検討の経緯ということで説明を受けました。これまで何年もかけ議論されてきた全てを知り得るには至りませんが、町長として、町長の意思として示されたこと、これは支持いたします。

私自身、勉強不足ということもあったかと思いますが、前段の経緯説明の中で適正化法による補助金の返還等を含め、現行の方法しかない、そういうような印象を持ったことも事実であります。さんざん議論はされてきたと思いますが、民営化については、設置者、運営あるいは型の変更等突き詰めて考える上では、民営化の余地はあるという考えも持っております。

そこで、改めて確認いたしますが、現時点、またこれからのあらゆる民営化の可能性を排除し、公設・公営でいく、そういうことでよろしいのでしょうか。明確な理由も含めて答弁願います。

それから、もう1点、学童保育についてであります。

これまで、定例会等でも出ている質問ではあると思いますが、和田の学童保育「友遊クラブ」であります。松原クラブ、友遊クラブともに、対象を1年から6年に、定員を40人にと、そういう対応はされておりますが、友遊クラブにおいては、現在3年生までで定数ちょうど40人ということですが、和田地域における学童保育に対するニーズは高く、さらに受け入れを求める声を聞きます。敷地、教室、指導員、負担等、さまざまなことを鑑みて考える必要はあると思いますが。

また、4月施行、子ども・子育て関連3法を受け、他の市町村でも1年生から6年生までの人数を受け入れる体制、これを整える動きが見られます。こういったことについても我が町はどうされていくのか。友遊クラブについては、敷地内の耐震を満たさない建物、これについても何年も前から話には出ていることも聞いております。こういった危険な建物の扱いもあわせて、友遊クラブにおいては全体的に見直すことも必要ではないか。

以上、2点答弁願います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員の2点目、美浜町の子ども・子育て環境のお尋ねの中で、まず1点目がひまわりこども園の今後ということですが、平成27年第1回議会の答弁で申しましたように、私は、子ども達の育ちと学びに視点を当てた「まとめ」となっておりました教育委員会からの報告を受けて、基本的には、ひまわりこども園の運営については若い世代の子育てを自治体が責任を持って支援すること、乳幼児から小学校、中学校と繋がる美浜町の子育ての一貫性及び町の子育て方針の反映をさせやすい運営形態であることが大切な観点であると考えておりました。

あわせて、ひまわりこども園は町にとって唯一の公立こども園であり、美浜町の就学前教育及び保育の中核を担う施設であるとも考えてございます。私といたしましては、教育・保育・子育て支援を充実させることは町の重要な施策の一つであると考えてございます。平成27年4月から施行された子ども・子育て3法に係る子ども・子育て新制度について精査していく中でも、幼保連携型認定こども園の設置を継続運営していくことが適切であるとの見解を得ました。もちろん、運営方法については、現在の公設・公営の形態での運営を継続していく方法、あるいは民設・民営での運営を行う方法がありますが、私は、この2つの方法を比較したとき、町が責任を持って教育・保育及び子育て支援を充実させていくという観点からは、民間に施設までを譲渡してしまうことは適当ではないと考えました。

以上の通り、私は、今後ともひまわりこども園を公設・公営で運営していきたいと考えてございます。

続きまして、2点目、美浜町学童保育についてお答えします。

美浜町の学童保育については、和田地区においては平成21年度より、また松原地区については平成22年度より、現在の場所で運営を行ってございます。平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度に伴って、放課後に子どもへの保育対応が困難な家庭の児童に対する学童保育での受け入れ対象が小学校6年生までと拡大されました。町としても、受け入れ可能な範囲でできるだけ住民のニーズに応じていかなければならないと考えているところでございます。このような状況の中、議員がご指摘のとおり、和田地区の友遊クラブにおいては定員の上限に限りなく近い受け入れを行っている状況があったり、老朽化した施設が現存していたりといった状況がございまして、これらの状況に鑑み、今後とも学童保育の施設の充実あるいは指導員の確保といった環境整備についても、財政の状況も勘案しながら、よりよき方向を探ってまいりたいと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） 私も、こども園のことについては、実質この立場についてからこれまでの経緯等知り得る事柄であって、これまで時間をかけてされてきた議論、あるいは町長の示された意思、これを否定するつもりではございませんが、当時の入江町長、5年後をめどに民営化に向けてという話、そして森下町長、聞いていない、あるいは白紙に戻し

て考える、または教育委員会への諮問、検討委員会、それからさまざまな議論の場を経てここまでこられたと思いますが、そして長年検討され、教育委員会より公設・公営が望ましい、そういう報告があった中でも態度を決めず、前定例会においても公言される一日、二日前にも検討すると、そういった趣旨の発言もされています。私も、説明を受けました適化法による補助金の話、こういったものも、もともと平成30年、こういうところは意識されて議論してきたと思います。あるいは、平成24年8月、子ども・子育て関連3法を可決、このときには現行の幼保連携型、これについては民設・民営あるいは公設・公営しかないですよと、こうされてきたわけであると思います。このあたり、型の変更も含め、文科省、それから内閣府のほうにも私も確認いたしましたが、そして3月定例会での公設・公営でいきます、これを明言されるまでのこの何年間、この何年間というのは、町長の考えというのは、私の想像になるかわかりませんが、民営化というのを念頭に置いてされてきたものではないかと思っています。もともと公設・公営で進行しているものを、これだけ議論になるわけですから、この先の民営化というのは皆さんがある程度は意識されてきたんだらうと思います。そんな中、3月定例会において突然出てきたかのような子ども・子育て3法、これによってこの方法しかないというのは、これ、町長、理由になるんでしょうか。

また、一日、二日で公設・公営でいくと決意されるに至った理由とは何なんでしょうか。一日、二日で決まるほど浅はかなものだったとは思いたくはないです。そのあたり、私個人としても違和感を持つ部分です。いま一度、前定例会でのこども園をめぐる一連の動きあるいは考え、これを含めて答弁願いたいと思います。

そして、友遊クラブについてであります。

これ、この答弁は誰が考えたんか知りませんが、こんな中身のない答弁をもらって3回って限られている中で、1回、使わんといてください、これ。具体的などころも上げて、私、聞いています。しっかりとした答弁をお願いします。

質問続けます。

友遊クラブの環境についてであります。予算もかかることですが、これ、ぜひ、町長、対応をお願いします。1人当たりの専有面積でも、現在の建物ではクリアされているようですが、これ今現時点でいっぱいなんでしょうか。国から目安として40人という数字は出ているそうですが、もちろん、指導員の方にも負担かかることですから簡単には言えません。あるいは、この問題を解決するのにほかの施設を使う、こういった考えはないのか。また、他の地域では学校の空き教室、地域の施設あるいは新築、こういったことを考えて受け入れを対応している、こういったことが他の地域で見受けられます。我が町では、どう対応されるんですか。

それと、この耐震を満たさない建物、これはどうされていくんですか。平成24年、解体の試算まではしたと聞いております。少なくとも、地震の際倒壊の恐れのあるものをいつまでもこの子どもが多く集まる環境に置いておく、こういうことはふさわしくないと思

います。この建物ではイベントごと、こういったことにも使うときがあると、私も聞いております。あるいは、この建物について耐震補強をして利用できるようにする、こういった考えはないでしょうか。このあたり、やり方によっては補助金の対象になるようなやり方も考えられると聞いています。もちろん、定数増やせば指導員、予算など経費がかさむことも考えられますが、こういった問題について今行われている地方創生事業、これと絡めて解決していく方向はないか、地方創生を考える上では合致できるような要素は多いと思います。そのあたり、もう一度、建物の利用、耐震を満たさない建物の利用、またこれをどう扱っていくのか。それから、定数を増やす考え、他の施設の利用も含め、そういった考えはございませんか。そして、これら全体を地方創生事業、これと絡めて対応していく考えはございますか。

以上、答弁願います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

1点目のこのひまわりこども園ということでございます。

おっしゃるとおり、いろんな形で検討もしてまいりました。というのが、公設・公営あるいは公設・民営でいくほうがいいのかというような形で取り組んできたのがそのまま正直そうでございます。ただ、そういった形の中で、これに関しましては適化法にちょっと抵触しますよという形の中で、検討委員会をやめまして、そして教育委員会の中で仕方なしに内部でその検討したというような形の経緯もございます。また、別に、私自身、長々と引き延ばしたという気持ちはございません。ただ、今回の場合、子ども・子育て3法に係るという形の中で、公設・公営でいくかもしくは民設・民営でいくか、この2つというような形に迫られてございました。そういった形の中で、やはり小、中というような形のことですと、やはり保育ということ言えば、民設・民営ではなくて公設・公営でいくほうが望ましいという私の判断のもと、3月議会の中でその旨をお答えさせていただいたということでございます。

そして、2点目の学童保育ということでございますが、これにつきましては、私自身、少し記憶的に間違っているところもあるかもわからないんですけども、日高郡内ではこの学童保育ということ言えば、結構早くこの制度に乗ってしてきたというふうな形で記憶もございます。また、私自身、議会等々でもそうでございますが、常々、かねがね子どもは地域の宝物である、将来の美浜を背負って立つ子どもたちに対してというような形で、ご答弁をさせていただいております。そういった形の中で、美浜町の2つの小学校ということで、現在は定数40、40の学童保育ということで、特に谷議員がおっしゃる和田地域につきましては、随分と多くの方がこの学童保育ということでされているということも聞き及んでいる状況でございます。おっしゃるとおり、耐震の問題、その辺も実際ございます。それに関しましては、財政の関係もございます。また、教育委員会等々とも連携を密にしながら、できるだけよい方向で考えてまいりたいなど、このように思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 教育長。ちょっと、具体的な質問に対して答弁をお願いします。

○教育長（古屋修君） 先ほど、古い建物の撤去云々のお話がありましたので、その点について答弁させていただきます。

過日、数年前なんですけど、撤去について見積もりをとっております。それによりますと、建物の解体工事の設計監理で1,500千円、それから解体工事につきまして約13,000千円、合わせて14,500千円のお金が要るということであります。これについての補助金はありません、今のところ。ですから、あとは町の財政ということにも絡んでどうかと思います。そこらあたり、今後見据えていかねばならないなというふうに思います。

それと、もう1点、先ほど議員のほうから、学校の空き教室の利用云々というお話がありました。他の町ではそういった形で、例えば、私、以前勤めておりました御坊小学校なんかは、1つの教室をそういうふうにして使っております。ところが、御坊小学校の場合、かなりの数の減少がありましたので空き教室がいっぱいできました。だから、その中の1室、特に外から出入りのできる一番隅っこのところを中と隔離をするような形の工事をしまして、そういう形をとっております。ところが、和田小学校につきましては、ちょっとそうした場所がないというのが現実であります。

以上です。

○議長（鈴木基次君） もうちょっと具体的に、質問のあった中で、定数、今40人定数ということですけども、具体的にそれを増やすという、現段階でいいですから、そういう考えがあるのか、ないのかということで、地方創生に絡めてもうちょっと予算的なことで配分できないのかという質問があったかと思えます。それに対して、どちらの部局でもいいですから。現段階の考えで結構ですよ。

教育長。

○教育長（古屋修君） 現在、友遊クラブのほうは定員40名、満杯の状態です。今のところ、これを増やす方法はないというふうに考えております。現在のところ、1年生から3年生まで合わせて40名というふうな形になっております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 今、教育長のほうから、増やせない旨の発言がありましたが、その理由とか、現状とかを説明させていただきます。

条例のほうでは、おおむね40人以下ということがございます。だから、それをもって一応40人ということで区切られてもっています。その40人というのはどういうふうなことで40人になってきたかという、これは都会のほうなんかでは、ある施設の中に40人ぐらいの規模の中へ60人、70人、80人と、割に多くの子どもを詰め込むので、これ環境としては劣悪な環境になるということで、余り詰め込んじゃいけないよという趣旨のもとに、今回、法律では40人という数字が出されてきました。それで、うちもそれ

を採用しているということでもあります。今後、もしそれを増やしていくという方向になった場合というか、する場合、どういうことが考えられるかといいますと、まず議員もおっしゃいました施設のことについて整備をしていく、もちろんお金がかかることですが。あと、指導員につきましても増やしていくというか、そういう方向性というのがございます。そういうのをクリアをしていけば、住民のニーズに応えられるということも考えられるかと思えます。

議員がおっしゃいました要望がたくさんありますよという、そういうお話につきまして、この子ども・子育ての支援計画というのがあるんですが、それをつくる前段で町のほうではニーズ調査というて、どれぐらいのニーズがあるかというその調査もやっております。それについては、学童についてはやはり議員のおっしゃったように、今の受け入れの可能な数字、つまり40、40ですね、それを超えるニーズが数字としては出てきております。そのことについては、実際にその数字が増えてきた場合には町としても考えなければいけないという期日は計画のほうに乗せておりますので、ちょっと時間というのがどれぐらいかかるのかわかりませんが、もし対応していくなら、先ほど申しました施設のこと、人のことを考えていかなければならないと、そういう感じになっていると思えます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） もう1点、そういった予算が要る中で、先ほど質問にあったと思うんですけども、地方創生の中でそういうのを取り組むという、そういう考えは。

○防災企画課長（中村幸嗣君） ご質問にお答えします。

まず、地方創生と改めて言いますと、日本が抱えております人口減少、超高齢化、東京一極集中による地域の衰退という課題に対して、国と地方が一体となって仕事と人との好循環をつくる、町を活性化しようとするものであります。それで、この基本的な目標には安定した雇用、地域への人の流れをつくる、少子化対策、それと安全・安心な暮らしを守る、時代に合った地域をつくるとされております。この地方創生の交付金としましては、正式には地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型という交付金があるんですが、この交付金につきましては総合戦略に位置づける見込みの事業として、職員の人件費、ここにありますと建設地方債、対象事業、いわゆるその建設に対する費用です。あと、国の補助金の給付を受けるものについては、交付金の対象外とされております。ただ、この友遊クラブ等のこういったソフト事業に対しては、この総合戦略へ組み込むことはこの少子化対策という意味でも対応はできようかと思えますので、今後そういった協議会等で提案されていくことであれば、それで進めていくことはできようかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 再々質問、谷議員。

○6番（谷重幸君） こども園についてであります。町長、よくわかりません。一日、二日で考えられた、決心された理由を聞いたつもりであったんですけども。一日、二日で、一晩、二晩、これでじっくり自分で考えられて、決心された、という解釈でよろ

しでしょうか。それじゃ、そこ先に答えてもらっていいですか。

○議長（鈴木基次君） 続けて質問してください。

○6番（谷重幸君） 続けていきます。

○議長（鈴木基次君） はい、やってください。

○6番（谷重幸君） 町長、もう結構です。

例えば、型の変更によって公設・民営、これ由良なんか、保育園型でその体制をとっているんですけども。あるいは、民設・民営、繰り返しになりますが、あらゆる民営化の可能性を排除して、あくまでも型は幼保連携型、その中でも公設・公営でいくということによろしいんでしょうか。そういうことで、町長が決心された。そういうことでしたら、理解いたします。

そして、今後、公設・公営を言われるなら、臨時職員等の扱い、予算をかけて対応するようなことも多々考えられると思います。ぜひ、そのあたりも対応をしっかりとりたい。それから、先ほど答弁いただいたとおり、美浜町の子どもは町が責任を持って教育、保育及び子育ての支援を充実させていく、本当に心強いお言葉だと理解いたします。こども園については、これで結構です。

友遊クラブについてであります。その地方創生事業と絡めてというこの対応についてですが、一度担当課さんで協議されて、これまた答えてください。

繰り返しますが、美浜町の子どもは町が責任を持って教育、保育及び子育ての支援を充実させていく、この考えのもと町長に答弁願いたいと思います。この友遊クラブについてであります。

こども園、学童保育、早い時期にこの環境を整えられ、長年続けてこられている我が町にとっても誇れるものであります。学童保育も、当初は低学年向け、こういった考えから女性、また社会を支える上で国としても小学生1年生から6年生までトータル的に見なさいよと、こういう指針が出ているわけであり。子どもをめぐる環境をこの美浜町の強みとしてこれからも続けていくなれば、先ほどから議論してきているこの友遊クラブの環境、これを整える、こういったことは考えられないですか。いま一度、答弁ください。待機児童がゼロで、しかし学童保育は3年までである、こうは言われたくないとは思いますが、そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

もう、ひまわりはよろしいですか。

続きましては、2点目のこの学童保育ということでございます。40人の定数ということでございますが、今、谷議員がおっしゃるとおり、特に和田地域のほうはその需要が多いというふうなことでございます。その辺も勘案しながら、前向きに検討はしてまいりたいなど、このように思います。

ただ、1点だけなんですけれども、私自身の考えの中で、こういった形で、子どもは地

域、先ほども、私、前段でご答弁させていただきました、子どもは地域の宝である、できるだけ町はいろんな形でフォローアップしていくべきだと、このようにお答えもさせていただいてございます。それと、相反するのではないですけども、やはり子どもということ言えば、しつけとか、そういった面はやはりご家庭でもあろうかと思えます。そういった形の中で、果たして、今、私の気持ちなんですけれども、今、谷議員がおっしゃる1年生から6年生までが学童というのが、これは果たしてベストかなという気もしております。ただ、これにつきましては私の私見でございまして、この辺に关しましては、今後、教育委員会等々とも前向きに検討してまいりたいなど、このように思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） はい、どうぞ。

○6番（谷重幸君） 子どもを育てる環境、これについては町が誇れる環境をこれからも考えていただいて、ぜひ対応をお願いしたいと思えます。

次の質問に入ります。

煙樹ヶ浜海岸保全のことについてであります。浜ノ瀬地先海岸における高波被害、その対策についてお伺いします。3月定例会でも言わせていただきましたが、再度この問題を質問します。

今年も既に台風が幾つか来ており、一住民としても緊張を持っている次第であります。現場の現状については周知の通りとし、これからの解決に向けた質問を幾つかさせていただきます。

この問題については町のほうでも非常に苦勞している、こういう点だということも理解しております。そんな中、3月定例会において、県の示された対策工がこれからということだとは思えます。そんな中、限られた予算、さまざまな現状の中ででき得る対策を示されたものだとは思いますが、内容については、主立ったところ、防波堤の部分的なかさ上げ、こういうことではありますが、先日の地元説明会、この中でもさまざまな意見が出ていたとおり、住民の安心・安全、また景観を含め、これらを考えたときにはまだまだ解決には至らないものであると考えております。やはり、抜本的な対策工をというところが住民においても総意だと思っております。しかしながら、なかなか進まないというのが現状であります。こういった状況を踏まえ、質問します。

1つ目としまして、今回は部分的なかさ上げということですが、もちろん根拠のあるものだとは思えます。しかしながら、部分的なもので解決は考えにくい。このかさ上げは継続的に延長していただけるものなのか。

2つ目、長年続くこの問題の抜本的な解決に向け、これから町はどう対処されていくのか、町の考えがあればお聞かせください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員の3点目、煙樹ヶ浜海岸保全につきまして、まず1点目が浜ノ瀬地先海岸における対策工についてお答えいたします。

平成26年8月の台風11号により浸食、崩壊した浜ノ瀬海岸の問題につきましては、その後11月において、早急に浸食、高潮対策を講じていただくよう町から書面にて海岸管理者に対する要望するとともに、その後におきましても、双方担当課レベルにおいて再三協議を重ねてきたところでございます。

さて、先般4月26日日曜日、浜ノ瀬の皆様を対象として、海岸管理者である和歌山県、具体的に申しますと、日高振興局建設部及び町産業建設課による浜ノ瀬海岸に関する地元説明会を開催し、この問題に対する当面の対策を説明させていただきました。谷議員もご承知のことではありますが、和歌山県は、予算上の制約がある中、当初予定していた10,000千円を20,000千円に増額しての対策工を計画、その内容は、既存防波堤の1m嵩上げを、延長にして50mの区間の2カ所施工するというものでありました。工事場所については、背後に民家が存在しているかどうかという観点から、浜ノ瀬えびす公園付近と紀洋化成付近の2カ所が選定され、現時点の進捗状況につきましては、6月10日付で工事請負業者との契約が締結され、10月13日までの工期、本格的な台風シーズンが到来するまでにできるだけ早く完成させたいと伺ってございます。なお、この1mのかさ上により、防波堤の高さが、町道側で現地盤より2.9m、海岸側では3.5mとなります。

1点目のご質問である部分的なかさ上げは継続的に延長するのかというご質問につきましては、現在海岸に設置されている消波ブロックは、その延長が約400mであることからすると、町としましても、この400mの区間全てにわたってのかさ上げ対策を継続して実施していただけるよう海岸管理者に要望しているところでございますし、日高振興局建設部におかれましても、町と同様の認識を持っていただいております。

続きまして、平成27年4月26日の地元説明会及び5月19日の議会報告会におきましての地元の皆様方の浸食、崩壊した浜ノ瀬海岸に対する抜本的かつ恒久的な対策について、非常に強い関心、思いを持っていらっしゃることも、私自身、承知しているところでございます。

さて、4月以降の話になりますが、海岸管理者である和歌山県日高振興局建設部との間で、国交省和歌山港湾事務所が事業主体で行っている日高港塩屋地区泊地浚渫工事で発生する浚渫土をもう一度活用できないかどうかについて協議を進めているところであります。過去においても、この浚渫土を浜ノ瀬海岸へ投入し、さらに流出防止策として土どめの布団マットを設置してきた経緯がありますことから、再度机上に上げての検討、調整をしているところでございます。

皆様もご存じのことではございますが、この浚渫土と布団マットを施したとしても、一過性の応急処置的な対策であり、住民の皆様が切望されているところの抜本的な対策になり得るものではないことも認識した上でのことではございますが、やはり、生命、財産を脅かす切迫した問題であることを踏まえ、時間的猶予がありませんので、当面の措置として県・町ともども考えているものでございます。浚渫土の活用につきましても、当然のこ

とながら、国交省、和歌山港湾事務所、漁業者、地元浜ノ瀬区、町議会の皆様等々、各関係機関のご了承のもと成立するものでございますし、最終的には揚土される浚渫土そのもの自体を目の当たりにして、それが浜ノ瀬及び煙樹ヶ浜への投入に適したものであるかどうか判断した上でのごこととなりますが、それまでに至る過程での課題について、海岸管理者と調整しているところでございます。

2点目、浜ノ瀬地先海岸の今後の解決策にお答えいたします。

2点目のご質問であります長年続くこの問題の抜本的な解決に向けてということでございますが、第一義的には海岸管理者が判断し、実施する事業であり、恒久的な対策となると、和歌山県におかれましても国費を活用しての大規模な事業となることが予想されます。当然のことながら、事業認可に始まり、詳細な調査、設計、さらには関係機関の同意を経たの現場着手となりますので、相当程度の年月を要するものと思われまいます。しかしながら、本件の抜本的な解決策に関しては、そのような大がかりなハード対策でしかないことも認識しているところでありますので、引き続き和歌山県に対し要望し、この問題の解決に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） 堤防のかさ上げ、これについては現地にて着工していただいている、これ私も確認しております。答弁の中でも、できるだけ早くそういった言葉もいただいておりますが、現実問題、台風も来ておる中での対策となると思っておりますので、ぜひその辺も考慮して対応をお願いしたい。

それから、継続的なかさ上げの延長についてであります。町、振興局においても共通の認識におられると、そういうことで、今回の対策工である蛇かご等破片の整理、ブロックの積み直し、こういったこともあわせて対応をお願いしたいと思います。

それと、浚渫土の活用も考えていただいているということですが、できる範囲の中でできることをやっただく、あるいはあらかじめ恒久的ではないと、そういう認識の中でできる対応をする、こういったことも考えの中では理解いたします。しかしながら、10年以上繰り返されてきた現実がある、その現場を考えたとき、不安に思うことも、私の率直な気持ちでございます。県のほうの管理ではありますけれども、もう少し現場が西のほうに寄っていれば、国の海岸整備事業に乗せて対応できるようなこともあったのかなと、そういうふうにも思っております。しかしながら、現場には日高港湾浜ノ瀬工区の第2期工事計画、こういうものがあるわけですので、抜本的な対策を考えたとき、この計画と対峙することになるということも事実である、そういうふうに思います。当時から多くの方が日高港湾全体の計画に携わり、先人の方々のご尽力、またこれまでのいきさつを考えたとき、美浜町としてこの計画を大事にされてきたその気持ちは尊重する次第でございます。しかしながら、この現場を中心に考えたとき、第2期工事の有無、これについては前定例会においても現実的には難しいのではないかと、そういうふうな答弁もいただいております。あるいは、美浜町自体の浜ノ瀬工区第2期工事の意思判断、これによってこの先の現

場の姿が大きく変わってこようかと思えます。

そこで、質問します。

現場には第2期計画がありますが、計画があれば抜本的なことが難しいとされる根拠は何か、これ何か法的な根拠でもあるのでしょうか。また、仮に第2期工事があったときに重複事業になると、そういったことの実働的な理由か。そこら辺、お答えいただきたい。

そして、2点目。

第2期工事計画についての美浜町の意味を確認したい。これから、この計画について町としてどうされていくのか。

その2点、答弁願います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 1点目の法的根拠というような形のご質問であったかと思えます。これにつきましては、後ほどご答弁させていただくということでございます。

そして、2点目の美浜町の今後の意思というふうな形のご質問あったかと思えます。この日高港湾に関しましたらば、ご存じのとおり、国の重要港湾でございます。そして、この第2期工事ということは、現時点ではとどまっているような状況でございます。これ、2期工事に関しましたらば、谷議員もご存じのとおり、もちろん町の意味等々もございません。そして、関係市町ということで御坊市、そして関係の漁業者、そして議会等、そういったことも勘案しながら、おっしゃるとおり、一度改めてもう少し検討をしてみたいなど、このように思えます。もう少し、詳細につきましては、担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 幾つか質問があったわけでございますけれども、まず一般論として、波を消す消波機能、消波効果ということでございますと、例えば防波堤による消波、それ以外の部分でいきますと潜堤、いわゆる消波ブロック等を沈めて海底にマウンドをつくって、それによって波を消していくと、そういう手法もあるところでございます。

さて、日高港湾の計画ということでご指摘をいただいているわけでございますけれども、昭和58年に重要港湾と指定されて、日高港浜ノ瀬地区に始まり、西川地区、塩屋地区、名田地区等々が一体となって日高港湾が整備されてきたところでございます。重要港湾である日高港ですけれども、和歌山県下においては16の港湾がございまして、和歌山の下津港が昔で言う特定重要港湾、その次の位置づけで日高港が重要港湾、それ以外の港湾につきましては地方港湾ということで設定されているところでございます。そこで、日高港湾の計画でございますけれども、日高港湾整備計画の位置付けといたしましては、和歌山県の紀中地域における流通機能の拠点、内外の貿易も含めた流通機能の拠点ということで第1期工事が着工され、それが完成しております。また、さらにご存じのように、第2期計画もあるのも事実でございます。第2期計画につきましては、今、浜ノ瀬地の漁協の

下から西向いて延びている防波堤、その延長、約220mの延長が計画上残ってございます。背後地につきましては、埠頭用地、それからその背後に工業用地として設定されているところがございます。もう、議員も先ほどおっしゃっていただいたように、日高港湾の計画と海岸整備、対峙する云々ということでございました。最終的には、港湾管理者である和歌山県、それから海岸管理者でもある和歌山県が諸事情を判断して決定していくべきものと思っております。日高港湾の整備におきましては、背後地の工業用地の利用等につきましても、当然、町がある程度の方針を定めていかなければならないものと思っております。

また、一方、浜ノ瀬海岸がこのように崩壊されている現状につきましては、時間的猶予がないのも事実でございます。そういうところを総合的に勘案し、紀中の重要港湾である日高港の整備ということも含めて考えていきますと、やはり海岸事業、それから港湾整備事業、それらを総合的に慎重に検討した上での判断、決断になろうかと思っておりますけれども、私ども美浜町といたしましても、港湾管理者、海岸管理者に対しまして積極的に今の実情を伝えるとともに、よりよき方向を見出していかなければならないものと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） これ、課長、そしたら第2期計画があ現場にあると、その上に新たな計画は乗せれない、それともいろんな事情を配慮して現実問題難しいという考えでやられているのか、どちらですか。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

もう一つ、続けてやって。

○6番（谷重幸君） そこ、ちょっと、お答えください。

それから、第2期工事の判断についてであります。どちらの判断やるにせよ、放棄するにせよ、これ現実的にはかなり時間かかると思います。やるとなっても現実的には難しい、あるいは放棄するにしても当時のいきさつ、また日高港湾全体的なこと、これを考えたらかなりの時間と労力が要ると思います。その分、現場の対応が遅れていく要素にもなります。町長、難しいところではあると思いますけれども、早い時期に判断される、こういったこともう一度視野に入れて考えられたらどうかと思います。

それと、これ提案になるんですけども、これ浜ノ瀬も含め煙樹ヶ浜全体が今どうなっているのか。私個人でも、見ている限り、浜の状況というのは変わってきています。砂浜に変わってきている、あるいは砂利に変わってきている、あるいは大きな石が堆積してきている。海の中はどうなっているのか、海底はどういう状況か、なぎさ線はどうか。日高港湾全体が少しずつ変わっていく中で、間違いなく煙樹ヶ浜を取り巻く環境、これも変わっていると思います。予想を超えるような波も、現実に来ているわけです。毎年、振興局、関西電力による海浜の調査、これが行われているそうですけれども、一度、全体的

に調査、これされたらどうでしょうか。そして、これからこの浜がどう変わっていくか、どうなっていく予想ができるか、過去に潮流等調べる水利実験、これもされていると思いますけれども、今はまた変わっているんじゃないでしょうか。このあたり、我が町の産業にもかかわるところです。そういった根拠の中で、どうしていけば浜ノ瀬地先海岸の被害、これ抑えられるか、これを改めて考える機会に、この調査一度されて考える機会にされたらどうでしょうか。これ、答弁お願いします。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 先ほど、一般論で消波機能ということで防波堤、それから潜堤というお話をさせていただきました。それで、防波堤があることによって当然波は消されます。現状の防波堤の背後はそういう高波の被害がないわけでございますので、日高港湾整備第2期工事の計画で西向きに延伸されるとなれば、当然にその背後地は穏やかになろうかと思っております。

さらに、重要港湾としての日高港本来の目的も十分尊重しているところでございます。

一方、防波堤以外の部分での手法はないのかということで、例えば潜堤ということも申し上げさせていただきました。ただ、それに関して、専門的な効果、検証がなされてございません。簡単に申しますと、日高港防波堤以外の手法によって、あそこの浜ノ瀬の地区がどのような対策を講じ、それによってこれぐらいの効果が出るという専門的ないわゆる海岸事業の検証というものも町としていただきたいと、そのように思っているところでございます。そのことにつきましては、担当者レベル、担当課レベルの協議の中で、やはり防波堤以外の部分に係るものの検証結果、それを海岸管理者、港湾管理者として検証した上で、町にそのデータをいただきたいと、そのような話も申し入れているところでございます。ということで、日高港湾計画がどうこう、云々というよりも、まずはあらゆる観点からの手法を県に検証していただいた上での判断になると思っておりますので、その旨申し入れているところでございます。

ただ、また一方、時間的な部分がかかりかかってくるかと思っております。それで、先ほどのご答弁にもありましたけれども、浚渫土の活用という部分もございました。しかしながら、浚渫土につきましても、最終的には物を見てという判断になると思っております。じゃ、それがだめな場合、和歌山県として何ができるのか、長期的な大規模ハード事業以外に何ができるのかというのを十分考えた上での見解を示していただきたいと、このようにも申し入れているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

日高港湾の第2期工事についてという形のご質問であったかと思っております。

これに関しまして先ほどもご答弁させていただきましたが、関係者と十二分には協議をしてまいりたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 煙樹ヶ浜の、町長、調査。煙樹ヶ浜全体を一度調査してはどうかという質問があったと思います、町長に対して。調査して。

はい、町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

この煙樹ヶ浜全体といった形、調査いかがですかということだったかと思えますけれども、これにつきましてはもう少し担当のほうからご答弁あろうかと思うんですけれども、これにつきましては毎年この調査ということではやっておると、私は認識をしてございます。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 毎年、汀線の調査は和歌山県のほうでやっていただいております、その結果につきましては議会のほうへ報告させていただいているところでございます。ただ、私が先ほど申し上げさせてもらったのは、特に浜ノ瀬地区において、そういう海岸の波の状況を調査し、検証した、そういうことをしていただきたいということで、特に浜ノ瀬について何らかの検証を経た上でのデータを示していただいて、私どもが判断させていただきたい、そのような取り組みをぜひやっていただきたいというふうに申し入れしているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） はい。

○6番（谷重幸君） けれども、町長、この問題についてどこでも行きますよ、私も。話ししに、行きます。住民の署名でも集めて、それ持って東京でも行く覚悟もあります。町長として、これから大きな判断、これ要るかもしれません。そのあたり、しっかり対応をしていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は10時20分とします。

午前10時〇七分休憩

—————・—————
午前10時二〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

3番 碓井議員の質問を許します。碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目として、防火水槽及び消火栓の設置状況についての質問でございます。

防火水槽の新設の要望が地区からもあると思いますが、防火水槽及び消火栓の設置状況についてお聞かせ願います。

2点目として、住宅密集地（吉原・浜ノ瀬地区等）の消防水利は。

吉原地区では、2カ所、防火水槽が撤去されています。また、浜ノ瀬地区では、防火井

戸が撤去され、河川からの取水も困難な状況です。今後、どのように考えておられますか。

3点目として、災害発生時の消防水利について。

地震発生後には、火災の発生が想定されていますが、水道施設等も被害を受け、消火栓は使用できないと想定されますが、既設防火水槽の耐震性はということです。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 碓井議員の消防水利についてのご質問で、1点目が防火水槽及び消火栓の設置状況につきましてお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、平成27年度地区要望の中には防火水槽の設置要望がある地区もございました。予算の伴うものであり、その地区の特色からも防火水槽の設置につきましては、いましばらく見合わせてもらっているところがございます。

また、防火水槽及び消火栓の設置状況につきましては、町内にある防火水槽は30基、消火栓につきましては356基がございます。

2点目の住宅密集地（吉原・浜ノ瀬地区等）の計画はでございますが、議員が住宅密集地と言われる吉原地区及び浜ノ瀬地区では、防火水槽や防火井戸を撤去いたしまして十数年経過してございます。現在、吉原地区では防火水槽は4基、消火栓は48基があり、浜ノ瀬地区では防火水槽は4基、消火栓は35基設置してございます。

吉原地区及び浜ノ瀬地区の火災時における消防水利といたしましては、原則は消火栓を防火の主要源としてございます。

しかし、消火栓のみでは、水量や水圧が不足するケースも出てこようかと思えます。そういった状況では、役場本部タンク車（約1.5t）や日高広域消防の水槽車2台（3tと800リットル）等から取水することにより、初期消火を行い、その間に消防団のポンプ車や可搬ポンプで離れた場所から取水し、放水を行います。

今後の各地区の水利状況につきましては、必要に応じて消防団の皆様方と相談をしながら、対応を検討してまいりたいと考えてございます。

3点目、災害発生時の消防水利についてお答えをいたします。

現在設置している防火水槽につきましては、設置後年数が経過しているものが多く、耐震診断等は行ってございません。今後は、地区要望等により、防火水槽を設置する際には、耐震性の満たした防火水槽を設置していきたいと考えてございます。

なお、耐震性防火水槽は、1基当たり設計費約500千円、工事費約5,000千円が必要と聞いてございます。

○議長（鈴木基次君） 碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 私が思うのに、防災とは、あらゆる状況を想定しなければいけないと思います。今回は消防水利についての質問ですので、そこに重点を置いていますが、30基あると答えていただいた防火水槽の点検、水漏れ云々というのがあると思うんです。実際、私の耳にも入ってきているもんがあるんで、そういうところはどうなっていますか。

それと、356基あると言われる消火栓、これについても、消火栓おのおの個々の消火

栓の水量というのは多分違うと思うんですよ。水道の管の太さによっても違うんで、その辺はどういう形になっているか。

それと、先ほどの答弁の中で、消火栓を防火の主要源と考えているとのことでしたが、一口に消火栓といっても、今言わせていただいたように、いろいろあると思います。確かに、最近では口径の大きな水道管からの消火栓、美浜町の消防団で使っているホースで4栓分ぐらい出る消火栓もあると聞いています。でも、口径の小さな場合は、2栓分も出ない。そういう消火栓もあります。どの消火栓がどんなサイズかもわからないまま主要源とはできないんじゃないでしょうか。

それと、3台のタンク車ですが、トータル5,300リットルになりますが、防火水槽の1基当たり2万リットルとか4万リットルというのに比べると、甚だ頼りなく思いますが、いかがですか。

それと、住宅密集地として浜ノ瀬・吉原地区等とさせていただきましたが、和田、三尾は、私、余り詳しくないんで、さきの2地区を出させていただきました。例えば、浜ノ瀬の場合、今、お渡り道の海側、紀洋化成さんですか、あの近くで火災が発生しても、西川からの取水になると思います。その西川も、大川橋の近くからでないとポンプをおろせません。吉原の場合にも、前に防火水槽のあった近辺は、直近の水利が和田川という場所もあるように思います。そのようなところからホースを延長している間の水利がどんな水量かわからない消火栓と、合計5,300リットルのタンク車というのはいかがでしょうか。

また、発災時の消防水利についても、東北の震災のときも津波時に火災が発生していました。もし、火災がなかった場合でも、ライフラインが寸断されたときに、耐震性の高い防火水槽の中の水は、飲み水には適さないまでも、ある程度 of 生活用水は賄えると思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 碓井議員のご質問にお答えいたします。

まず、防火水槽とか、消火栓という形のお尋ねだったかと思うんですけれども、防火水槽なんかも水漏れだったらどうするんよという形のご質問であろうかと思っておりますけれども、私の記憶では、基本的にはそういった消火栓もしくは防火水槽というのは、各地区分団のほうで点検もされているかと聞き及んでいるところでございます。

そして、この吉原地区並びに浜ノ瀬の災害時ということ言えば、役場本部のタンク車とか、そして広域消防というような形で、ちょっと甚だ心配じゃなかろうかというような形のご質問であったかと思っておりますけれども、何もかも網羅している状況ではございません。ただ、そういった形の中で、可搬とか、そういった形をできるだけ早急に非常備の消防になろうかと思うんですけれども、いつも御苦勞をお願いしてございますが、そういった形の中で消火、鎮火というような形でしてございますので、できるだけその辺に関しまして消防団の皆様方と相談をしながら、今、碓井議員がおっしゃる防火水槽等々につきましても検討してまいりたいなと思っております。

基本的には、今言いました日高広域消防がございます。それと、非常備消防ということで美浜町の消防団、多くの方に御苦勞、ご迷惑をおかけしておりますが、その人たちともご相談をしながら、今後ともやっていきたいなど、こんなように思います。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 碓井議員の質問にお答えします。

住宅密集地としてのことで、和田、三尾についてはということであったかと思いますが、この消防水利に関する基準ということの中で、消防水利施設の配置としての基準がありまして、市街地、また密集地以外の広域でこれに準ずる地域というのが示されております。美浜町では、三尾以外の4地区については、この地域とされております。それで、広域消防に確認しまして、消防水利の配置について確認しましたら、これについては、町内、三尾以外のこの市街地密集地につきましては、全て基準内ということでありました。

あと、自分がメモしている中では、防火井戸についてのご質問がありましたが、この防火井戸についての質問の中で、こういった飲み水には適さないけれども、生活排水にはということですが、水質検査というのを23年度から実施しておりまして、今まで44件の水質検査を実施しております。

また、今年度につきましても、昨年、その水質基準を満たした所有井戸につきまして、連続して今年も水質検査をして、その水質については確認する予定であります。

質問の回答については以上だったかと思いますが、あと消火栓のサイズとか、そういった水量の把握につきましては、何分ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、私、その辺についてはまだちょっと把握しておりません。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 先ほど、町長がおっしゃっておられたその30基の防火水槽の点検、356基ある消火栓についてという、ここ分団でって言われたんですけども、確かに消火栓の稼働については分団で点検しております。しかし、消火栓の水量については、分団は把握しておりません。

防火水槽、これも防火水槽の所在云々はわかっております。ただ、どれだけ漏れているか、どこでひびいているか、この辺は掌握できてないと思います。ですから、ひびいているとか、漏れているとか、そういうところについて、やっぱり町のほうで見ていただけたらと思います。

それと、先ほど課長のおっしゃられた、僕は、防火用の井戸ということではなく、耐震のできた防火水槽の中の水という感じで伝えさせてもらったんですけども、井戸も大事やと思うんですけども、水槽の中の水もこれ使えるんで、実際、日高川の水害の後、防火水槽の中の水を使っていろいろ処置をしたということもありますので、そういうためにも、震災にも耐える水槽というのは大事ではないかなというふうに思っております。

それと、もう一つ、新しくできた住宅地とかの消火栓なんですけれども、大概住宅地の

奥のほうについてると思うんですよ。これ、水道の方、あれやと思うんですけども、最後にごみを取り除いたりするために消火栓というような形になっているかなと思うんですけども、広域の人に聞いても、奥にあるのはちょっとまずいと。実際、火災になったときに、消火栓までたどり着けない、その手前で燃えていたら、というようなこともおっしゃられていますので、その辺もちょっと考えていただけたらと、防火に対する利便性ですね、いうふうに思います。

それと、ちょっとやっぱりひっかかるんですけども、確かに書面上では、この距離でこれだけというのは確かにあると思うんです。規定の範囲内というのはあると思うんですけども、実際消防のホース1本20mです。これ、10本延ばして200m。この前の西山のところの火災のときでもそうですけれども、水利から引っ張ってくるのに何本引っ張らなあかんのよと。何分かかるんよと。それで、遠くなれば遠くなるほど、水圧をどうする、何をどうするという機関士と先のほうとの意思疎通ができづらくなります。その辺は、おまえら、もっと訓練すればええん違うんかという話なんですけれども、その辺も鑑みて、なるべく近くに水源が、水利があればということのを要望して、終わらせていただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 碓井議員、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、防火水槽等々の関係もごございます。防火水槽、消火栓ということは、施設の関係に関しましたらば、あと点検等々、基本的に施設整備ということで、町だと私は考えてございます。そして、あとの使っていただく、そしてご利用していただくというのが消防団というような形でございます。だから、そういった形の中で消防団の皆様方が、ここの消火栓、そしてここの防火水槽というような形の中で、また町のほうにご要望とか、ご提案いただけたらなと思います。

それと、西山というような形のご意見もあったかと思えます。水利ということは、初期消火には随分と近くにあるということは効果があるかと思えます。そういった形も、また消防団の皆様方と協議をしながら、よりよき方向を探ってまいりたいなと、このように思えます。

○議長（鈴木基次君） 碓井議員。

○3番（碓井啓介君） そしたら、これからも水利をうまく利用していただきたい、つくっていただきたいということのを要望して終わらせていただきます。

○議長（鈴木基次君） 引き続き一般質問を続けます。

10番 中西議員の質問を許します。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番、中西です。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、4項目の質問をさせていただきます。

まず最初に、串本町に学ぶ防災減災対策ということで質問をします。

町長は、この3月の所信表明で、津波による犠牲者ゼロへの目標を掲げて、松原郵便局裏の松林内に2,000人が避難できる人工高台の建設をはじめ、田井畑高台、浜ノ瀬避難タワー、三尾地区のヘリコプター緊急発着場の建設などの計画を述べておられました。それで、津波による犠牲者ゼロを実現するためには、こうしたハード面の整備とともに、ソフト面からもしっかりとした防災・減災対策が必要だと思います。

昨年度、避難場所と津波の浸水深予測を標示した標識が各所に掲示されました。これは、非常によかったなど。私も、道を通りながら、ああ、ここは8mもあるんかとか、そういうことをしながら、だからこれは非常に町民の防災意識を高める上で役に立ったと思います。

先日、それをおきまして、津波対策が進んでいると言われる串本町を訪問して、視察をしてまいりました。串本町は、ちょうど6月3日にエルトゥール号の遭難事件の125周年を控えて、非常にこの追悼式典の準備で忙しいということで、非常に職員の方の中にこの防災対策に堪能だという方がおられるんですが、その方がちょっと忙しいということで、仲江という町会議員の方をお願いをして、案内をし、視察をさせていただきました。

串本町は、南海トラフ巨大地震で最大津波高が17mと予測されております。これは、本町と同じです。ところが、1mの津波到達時間、本町は16分ということですが、これに対して串本は3分、それで避難困難地域の人口は、本町が932名に対して、串本は1,340名、面積は本町が20.8haに対して、串本は26.4haとなっております。本町に比べて、より早期避難の徹底が求められ、また危機意識も非常に高いというように感じました。そのために、非常にこの対策が進んでいます。避難タワー4基、田並地区では、そのタワーの屋上に20人収容のシェルターが設置されております。避難路は、平成26年度までに113路を完成し、一次避難場所は228カ所、これはタワーと避難ビルを入れております。

公共施設の高台移転も進んでおりまして、平成23年には串本町立病院、24年には消防防災センター、26年には上野山保育所、27年に、今年は給食センターの高台移転が計画をされております。今後、役場とか、小学校、幼稚園などが移転を検討されておるといことです。一つびっくりしたんですけれども、防災倉庫やヘリポートや地下に耐震性の貯水槽、これ40tの水を併設をした、2万510㎡の防災拠点施設、これもつくられております。

このように、非常に進んでいるわけですが、こうした串本町のような公共施設の高台移転や大型の防災拠点施設等は、早期に本町で取り組むというのは財政的にも難しい点もありますので、そこで、串本町の防災対策の中で、本町でも取り入れることのできる取り組みがあるかと違うかということで、4点挙げておきます。

1点目は、防災知識の普及、啓発ということです。

串本町では、平成26年度防災出前講座を35回開講し、1,835人が受講しております。また、町の広報に毎月防災についての記事を掲載し、避難3原則、想定にとらわれ

ない状況下で最善を尽くす、率先避難者になる徹底を図っております。

本町でも、昨年度の広報みはまを見ますと、6月、8月、10月、3月に防災関連の記事が載っておりますが。例えば、9月号は、ちょうど防災の月ということで、防災特集を組むなど、町民の防災意識の涵養を図ることは考えないでしょうかということが1点目の質問です。

2点目は、串本町の姫地区を見学したんですが、そこの自主防災会は、町の補助金を得て避難場所、避難所になっている無住の寺院の裏山に防災倉庫を建てております。それで、その倉庫の中に、各戸1個、衣装ケースに名前を書いて、その家庭に必要な水とか、非常食とか、衣類等を詰めておまして、そういう緊急持ち出し品を入れたケースがありまして、それを班ごとにまとめて積んでありました。保管してありました。この姫地区では、避難訓練時に、その中身を点検して補充をするということになっているそうです。今現在、1週間分の必要品を準備せよと言われますが、それを持って避難することなど不可能です。本町でも、こうしたことを参考にした取り組みはできないでしょうか。

3点目、串本町では、地震で倒壊し、避難路を塞ぐおそれのあるブロック塀の撤去を進めておりましたが、なかなか進まなかったようです。ところが、平成26年度に撤去の補助率を2分の1から10分の9に増額したところ、大きく撤去が進んだということです。本町でも、避難路沿いの廃屋やブロック塀の撤去が必要ですが、まず危険な廃屋、ブロック塀の調査が必要だと思いますが、この調査はどうでしょうか。

4点目、災害時要援護者の避難については、串本町でも苦慮をしております。平成23年度から、希望者にライフジャケットやヘルメットの購入費の半額を補助しております。平成26年度では、ライフジャケット474着、ヘルメット3個の実績があったそうです。本町でも、こうしたライフジャケット等への補助は考えないでしょうか。

以上、4点お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の串本町に学ぶ防災・減災対策のお尋ねで、1点目が出前講座や広報みはまを活用したり、防災訓練をもっと効果的にしたりして、町民の防災意識の向上を図らないのかにお答えいたします。

この出前講座は、おはなし出張講座と申しますが、今月号の広報みはまには、この出張講座に関する記事が掲載されてございます。防災に関することでは、町の防災対策、我が家の耐震診断・耐震改修、消防団活動についての講座メニューがございまして、平成27年度に入ってから、入山地区、松洋中、吉原地区、浜ノ瀬地区からそれぞれ講座開催の要請がございまして、町の地震、津波対策に対する取り組みや南海トラフ巨大地震、津波避難に関する整備計画などにつきまして出張講座を開催してございます。

松洋中へのお出張講座では、中学校から西山への避難訓練の際に、生徒たちに地震・津波について、避難時の心得などの説明をし、生徒たちは、その後、西山への避難訓練を行ったと聞いてございます。

今後も、出張講座を積極的に周知し、開催していくことで、住民の防災意識の高揚に努めてまいりたいと思います。

次に、広報紙に防災特集を組むなど、町民の防災意識の涵養を図ることを考えていないのかのご質問でございますが、防災に関する情報を配信することは非常に重要であると、私も考えます。ただ、広報紙への掲載はページ数に限りもございます。防災特集を組み込むことで、ほかの記事が掲載できないなどの支障を来すおそれがあるため、専門の機関が作成した防災関連の冊子を購入、各戸に配布できるよう予算を措置していきたいと思っております。

2点目、各地区防災倉庫を整備し、各戸ごとに水、非常食などを備蓄する取り組みを進めないのかでございますが、各地区の自主防災会に対しまして、防災資機材等の購入費用の3分の2を補助する目的で、平成24年度から美浜町各地区自主防災会運営補助金を交付していることは議員もご存じであろうかと思っております。現に、この補助金を活用して非常食等を購入されている自主防災会もございます。

南海トラフ巨大地震の対策を検討している政府の中央防災会議より、各家庭で1週間分の食料や飲料水といった家庭用備蓄が必要であると発表され、地震や津波が発生したときに、それら全てを持参して避難することは不可能であると思われまので、各地区自主防災会においてこの補助金を活用していただき、少しでも非常食等を備蓄していただくよう推進していきたいと思っております。

3点目、道路沿いの倒壊する危険のある廃屋やブロック塀の調査をしてはどうかにお答えいたします。

倒壊の危険がある廃屋については、各地区の職員の代表が平成25年7月に調査を行い、71棟の廃屋を確認しております。ブロック塀の調査につきまして、今まで行ったことはございません。

ブロック塀に関する基準は、建築基準法により、壁高、壁厚、鉄筋、基礎などの基準が定められており、調査する場合は建築士などの専門家に依頼する必要があると、全町のブロック塀を調査するには相当な費用が必要になると想定されます。

調査費につきまして、現時点では明確な金額をお答えすることはできませんが、今後、調査費用の見積もりを専門業者に依頼し、見積もり額を精査した上で、将来的には調査したいと考えております。

4点目、希望者にライフジャケットやヘルメットの購入費への補助は考えないのかのお尋ねにお答えいたします。

先ほど、備蓄に対する取り組みで、各地区の自主防災会に対して防災資機材等の購入費用の3分の2を補助する目的で、平成24年度から美浜町各地区自主防災会運営補助金を交付していることをご説明させていただいております。希望者個々に防災資機材等の購入に対して助成ができる要綱はございませんが、自主防災会が美浜町各地区自主防災会運営補助金を活用して、既に2地区でライフジャケットを購入した実績がございます。今後も、

同補助金制度を活用してライフジャケットやヘルメットを購入し、希望者に貸与することはできますので、ご活用いただければよいと思います。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、再質問をします。

まず、1点目につきましては答弁漏れがございましたので、お願いをします。

効果的な防災訓練はどうするかということのご答弁がなかったように思いますので、よろしくお願いします。

それから、答弁漏れはそれだけですけれども、あと1点目に関しまして、出張講座行われていると、これはしっかりやっていくということで、これからもやっていただきたいと思いますが、広報紙への防災特集というのは、ページの関係で難しいと言われるので、それでしたら、こういうのを配られたかと思うんですが、この中の重要なものを抜き出したり、毎号にちょっとずつ、例えば避難3原則を書くとか、津波にしたらどうなるのかって、あるいは30年の計画というのを立てておられますけれども、地震、津波に対して、30年かかってどうするか。なかなか、そんなんも、みんな知らんのですね。私は、議員ですから、よう知っているなど思うんですが、話ししてたら、中にはまだ17m全町来るといような感覚を持つてる方もおりますので、そういうんではないということを啓蒙というか、するために、毎号ちょっとずつでも載せていくという方法は考えられないのかということ。それが、1点目についてです。

それから、2点目につきましては、自主防災会でこういう費用を、毎年費用が補助されておりまして、私は西中ですから、西中でも自主防で補助金を使って、非常食を買って置いております。それで、毎年の防災訓練の後、それを、賞味期限の切れそうなものを使って炊き出しをやってるわけですけれども、そういうことは、あそこの西中の集会場の場合は、これは備蓄しておいても大丈夫でしょうか。あそこ、ちょっと浸水深近くになかったんで、ちょっとは浸水するんですけれども。ところが、ほかの、西中はあれなんです、例えば、それから入山なんかは既に高いところにそういう倉庫がつくられています。そやけども、東中の集会場、そういうのを備蓄したもの、置いといて大丈夫なんやろか。ここは、相当浸水深があると思います。

そういう各地区で、ほいで、これ何でこういうことを言うかといいますと、自主防や、あるいは行政がきちっと非常食やなんかを用意していくということも大事ですけれども、やはり各人が、これは自分が何か起こったときに必要なもんやということを入れて、名前を書いて置いとく。これが、また防災意識の高揚にも繋がるんじゃないか。浸水をしない防災倉庫をつくって、そこへ置いておく、こういうことを串本のようにやれないかと。もう、浸からんところはいいですよ。浸からんところはいいですけれども、会場に置いといたらいいいんですけれども。それで、そういうことをしております。

これについては、この前の三尾で行われました議会報告の中でも、こういう名前を書いて自分のものを置いとく方法どうなという意見を述べられた参加者の方もありましたので、

こんな事も考えたらどうかなということで、もう一回お願いします。

それから、3点目につきましては、71棟を確認したって、これも何回も71棟という数は聞いているんですけども、後どうなったというお話は全然ないわけです。そこで、後どうなったんかということと、それからブロック塀、これ全部の町を調査せよと言うてるん違うんです。特に、この避難路に使われるところに面した、道路に面したブロック塀、これだけは先に早く安全を確認して、それでこの昔のブロック塀は、もうただ積んでいるだけですから非常に危険ですね。それを早く調査してはどうかというのが、3点目です。

それから、4点目のライフジャケットにつきましては、これはもう既に2地区で購入しているということですが、これは、どこの地区で、何着でしょうか。何着というのかな、ということと、それからやっぱりそれは自主防のところへ置いとくんでしょか。やっぱり、家の近くへ置いとくと、いざというときに間に合わないのではないかと。先ほども言いましたように、串本では1年間で400近くのライフジャケットが普及しておりますので、そういうふうなことも4点目については、もう一回お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員にお答えをいたします。

まず、1点目で抜けているよというような形のお尋ねであったかと思いますが、1点目は防災意識の向上を図らないのかというような形のお尋ねであったかと思うんですけども。

○10番（中西満寿美君） その中で防災訓練をもっと効果的にということですか。

○町長（森下誠史君） これにつきましては、ちょっと後ほどさせていただきます。

そして、2点目で西中地区の浸水深とか、各地区の防災倉庫の整備というような形であったかと思いますが、中西議員もおっしゃったとおり、基本的には自分のものを各防災倉庫にというような形でおっしゃっていたかと思いますが、それこそが、基本的には各自ということ言えば、自助というような形も認識してございます。ただ、そういった形の中で、今おっしゃった東の地区はどうなっているのかとか、その辺のことにつきましては、改めて、東だったら東の自主防災会と協議をしてみたいなと、このように思います。

基本的には、私自身は、そういった各自の持ち物等々に関しましたらば、自主防災会と協議した中で、そこへ置くなら置くというのが基本ではなかろうかなと、このように思います。

そして、3点目に関しましたらば、危険な廃屋、ブロック塀の調査が必要と思うかどうかというような形の中で、71棟と何遍もというような形のご質問であったかと思うんですけども、そしてブロック塀の調査はこういった形でこんなですよというような形でご答弁もさせていただきました。

あくまでも、全体的な形の中で答弁させていただいたということで、ご理解を賜りたいなと思います。

ただ、おっしゃるとおり、廃屋等々につきましては、やはり基本的には個人のもの、所有権、所有者がごぞいます。その辺について、難しさもあるということもご理解賜りたいなと思います。ただ、避難路等々の問題もあります。そういった形につきまして、先日もご質問もあったかと思えますけれども、それにつきまして今後前向きに検討してまいりたいなど、このように思います。

そして、4点目のライフジャケットの地区ということ、これに関しましたらば、担当のほうからちょっとご説明をさせていただきます。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） ただいま中西議員の質問に対しまして、ライフジャケットを配布した2地区についてはということでありましたが、この地区につきましては、新浜地区と田井畑地区でございます。それで、新浜地区につきましては100着、それと田井畑地区については200着の購入実績がございます。

また、さきの第1番目の質問にありました広報についてでございますが、もちろん、広報については本年度になりましても掲載はさせてもらっております。今後についても、その必要に応じて、当然のことながら、防災に関する、また事業に関することは随時掲載させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。また、あわせてホームページあるいはまた出張講座で、その辺についてはより詳しく説明もできる機会があろうかと思えますので、それで対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 答弁漏れ、言うてください。

○10番（中西満寿美君） 効果的な避難訓練の、ついでに言いますと、浜ノ瀬なんかでは非常に工夫された避難訓練を行っておられますし、それから、ある人から、避難訓練の後、集まってして、西中は、さっき言いましたように、非常食の炊き出しとかやるんですけども、避難所の運営についてのワークショップなんかもやったらどうなというような声も聞いておりますので、何か年に1回の避難訓練、ただもう形だけやるのと違って、もっと効果があるような、そういう訓練を自主防災会とともに考えていただきたいなことなんですけれども、今、ほかにどんな効果のある訓練が行われておりますか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 訓練の実施でございますが、今の実績としましては、県下一斉の防災訓練だけでございます。あとは、各地区の自主防によります独自の訓練、議員も先ほどおっしゃいました浜ノ瀬地区であるとか、そういった各地区の独自の訓練をしておる状況であります。

今後の訓練の実施につきましては、今現在は計画してはおりませんが、議員もおっしゃられるように、自主防災会と協議をしていながら考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 再質問の答弁漏れ、ありませんか。

まだ、ありますね。はい、言うてください。

○10番（中西満寿美君） それで、先ほど、ちょっと、浜ノ瀬が100着と田井畑が200着のライフジャケットを購入されたということですが、それは一体どこに置いてあるんでしょうかということと、それから2点目の、やっぱりこの個人の防災、非常持ち出し品というのを、例えば浜ノ瀬やら、そんな倉庫ってどこにあるか、そういう、大丈夫なんでしょうか、そういうところへ置いといても、というのを心配してるんですけども。

それと、もう1点は71棟というの何回も聞きますけれども、その71棟が今どうなっているか。それは、ちょっとまだ聞かせてもらってないです。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） ライフジャケットのそういう置き場所についてですが、配布した実績等は把握はしておるんですが、その後の所有場所については、私のほうでは、あいにく把握してございません。これについては、関係地区に確認して、後日お知らせすることは可能です。

それと、71棟の廃屋の調査のその後についてでございますが、これについても、その後の対策、個々にしておるかどうかということはあるかもわかりませんが、この71棟においても、町のほうではその後の対応については把握しておりません。

もう1点については、防火倉庫ですね。浸水しない場所の防火倉庫の配置はどうかということについてですけども、町内の、例えば先ほど言われました東中地区におきましては、南海トラフ巨大地震による津波においては浸水区域となっております。東中地区は、平地においてはほとんど浸水区域でございますので、東中地区であれば、どこに置いても浸水することになります。ただ、その内容については、例えば、私の考えですけども、そういったことでもう浸水することであれば、避難するときに一緒に可能な範囲で持ち出して避難していただくということの対応になろうかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） いいですか、次。3回目。

○10番（中西満寿美君） 3回目違うて、もう。

○議長（鈴木基次君） もう、次、いきますか。

○10番（中西満寿美君） はい。なかなか、これまで時間とったら、もうあと3つありますので、まだ不十分だと思いますので、失礼ですけども、また次の機会に防災について質問をさせていただきまして、今回はこれぐらいにしておきます。

2点目につきましては、地方創生と町づくりということで質問します。

国は、まち・ひと・しごと創生法に基づいて、全自治体には国の総合戦略が定める政策分野、安定雇用の創出、地方への新しい人の流れづくり、若い世代の結婚、出産、子育て支援、自治体間地域の連携を勘案して政策分野を定め、平成27年度中に地方版総合戦略を策定することが要請されております。これを受けて、地方自治法体では、地方版総合戦略の作成が急ピッチで進められております。

本町でも5月15日、森下町長をトップとするまち・ひと・しごと創生本部の初会合が開かれ、8月末には町の人口ビジョン、12月末に総合戦略を策定するとのスケジュール案が示されております。これは、地方紙の報道です。県も6月8日に2060年、人口70万人を掲げた人口ビジョンと、それを達成するため5年間で実施する総合戦略を作成しております。総合戦略では、安定雇用の創出、県への新しい人の流れを創造するなど、5つの基本目標を定め、実現するための具体的目標、さらに分野ごとに目標、行動、指標を決めたということが新聞紙上で報道されておりました。

明治大学の小田切教授が日本農業新聞紙上に、このような意見を述べられております。

国が総合戦略づくりと手厚い支援をセット化したため、各自治体による交付金獲得レースの様相を呈しているとし、できるだけ早く、できるだけ国に気に入られるものをつくり、できるだけ多くの金を獲得しようとして考えてつくられた計画には、肝心の地域住民が入っておらず、本当に動く計画になるのだろうかという疑問を持ち、早期作成の対価として、手厚い支援は長期にわたるものとは思えない。急いで行政内部だけで決めてしまったとすれば、その代償は大き過ぎないだろうかという危惧を表明しております。そして、地域づくりの核心は、地域を磨き、人の魅力を高めることにある。当事者意識を持って立ち上がった住民自身によってこそ地域が磨かれる。真の地方創生はそこから始まると述べております。私は、小田切教授のこの地方創生についての考えにうなずける点が多くあります。

そこで、以下2点の質問をします。

1点目、本町の、5月15日、創生本部の初会合で、先の全県市町村長会議で、県が2種類の上乗せ交付金のうち、一方は10月末までに総合戦略を策定すれば10,000千円上乗せさせると説明したこともあり、10月末までの策定を目指すべきではないかという意見が出た。これに対して事務局は、2カ月の前倒し策定も含めて検討を進めていくとあります。委員の公募も行われているようですが、住民の意見を聞くにはいかにも時間が限られていると思います。住民参加でこの策定ができると考えておられますか。

2点目、町長は、平成27年第1回定例会の所信表明で、未来を見据えての町づくりを唱えておられますが、具体的にどのような町づくりを考えておられるのですか。

以上、2点お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の2点目、地方創生と町づくりについてのご質問で、まず1つ目が人口ビジョンと総合戦略づくりに町民の声をどう反映するのかにお答えいたします。

3月議会におきまして、この地方創生事業費として予算をお認めいただき、また一般質問におきましても、この法、制度につきましてご説明させていただいたところでございます。先月15日には、第1回目の美浜町まち・ひと・しごと創生本部会議を開催したところです。今後は、近日中には美浜町まち・ひと・しごと創生推進協議会を立ち上げ、美浜町人口ビジョン及び総合戦略の策定段階において、広くご意見をお聞きする場を設ける予

定となっております。

具体的に申しますと、この協議会の委員メンバーには、産官学金労言の各業界の方々と町民からも公募により参加していただいた方の構成としております。また、総合戦略策定のために、町民及び町内にある事業所から地方創生のためのアイデアを募集する予定としてございます。

2点目、町長の言われる未来を見据えての町づくりとは具体的にどのような町づくりなのかにお答えいたします。

3月議会で申し上げた所信表明の中で、未来を見据えて財政的な観点と公共施設の老朽化対策、さらに職員一人一人のスキルアップを例に挙げ、昨年出された増田レポートにあるような「消滅可能性のある自治体」にならないような取り組みが必要ということを上げました。今年度、長期総合計画の見直しもあることから、行財政改革を一層進めることにより、未来を見据えた施策の推進という意味で申し上げたものでございます。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 再質問を行います。

まず、1点目につきまして、町長のご答弁の中で、産官学金労言という各界ということですが、具体的にどういう方で、どのような人材かということと、町民からも公募をされて、この前公募のあれが出てありましたが、これは何人ぐらい公募して入れるんかということ、まずそれが1つです。

それから、時間余りないんですけども、ちょっと言わせてもらいますと、6月13日に、田辺市で隠岐の島の海士町の町づくりで有名ですが、その人に、その町づくりに携わった島根大学の名誉教授の保母武彦さんという人の講演を聞いてきたんですけども、この人は、やっぱり地方創生政策にどう対応すべきかという題でありました、演題が。そこで、ちょっと印象に残ったことなんですけれども、計画策定体制を従来よりも転換せなあかんということを主張されました。今までは住民側がお任せで、それで行政側が請け負った、そういう計画であった。ところが、住民が自ら立てた計画は、住民自ら実践に責任を持つけれども、どっかからできたような計画には、なかなか住民は乗ってこない、こういうふうに言われました。議会や議員に対しても言われましたので、私は反省したんですが、議会や議員も、住民の声を反映した政策提案ができるようにならないといけない。こんなんしてないなと思って反省をしましたが、そういうふうに言われました。

そして、あといっぱいあるんですけども、海士町の現状をちょっと言うときますと、山内町長という人が当選して約10年、現在2,340人の、人口少ないです、2,340人です。そのうちのIターンが482人、Uターンが314人、796人、人口の34%がそういうふうになると。そして、それは美浜町なんかにもIターンで来る人がいますが、割と高齢の方が多いですけれども、20代、30代の方がこの海士町で何か起業したいと、そういうふうにしてやってくる。学歴も高い、そういうふうな人が多いということを、そういうふうな現状になっていると。それは、なかなか美浜町なんかはまだ恵ま

れておりますから、こんな離島の、ほんでもう大変だということでやったんだと思います。

そして、これは、余り言いたくないことなんですけれども、私、今までしてきたこと言いたくないことなんです、2005年4月から役場職員の給与大幅にカットしたんだそうです。私は、職員の給料カットに反対しましたのであれですが、そのとき、町長が5割、助役、教育長4割カットして、これでお金を出して町づくりしていくと言ったんだそうです。ところが、それを聞いた課長たちも、役場の職員たちも、ぜひ協力させてほしい。職員組合も協力を申し出て、大幅なカットにして、ほいで2億円が出てきて、それをもとにしてこの町づくりやっていると。ほんで、その中では、例えば老人会も補助金ももらっていたけれども、もうそんなもらえんと、それから無料パスを返上すると、こういうふうなことになって、お金をつくってやったと。やっぱり、その町づくりいうて、なかなか美浜町はそんなに追い詰められていませんから、そこまではやれないと思いますけれども、追い詰められたら強いですね。そういう形でやったということです。

何を言いたい、ようわからんようになりましたけれども、つまり計画というものは、住民の意見も十分聞きながらつくらんと、どっかがつくってくれた計画や人口ビジョンや総合戦略やと、なかなか協力が得られない。形の上だけになってしまう。それをどういうふうにして、その問題を解決していくかということが1番で、質問で、ごちゃごちゃ言いましたけれども、1つは産官学金労言というのは一体どういうことか。町民の公募による委員は何人かということと、それからそういう住民自ら出た、考えた計画というものをしていくためには、どうせんなんかということと、それからもう一つ、そこで聞いてきたんですけれども、町づくりには、昔というか、「若者、ばか者、よそ者」ということを言われましたけれども、横浜から龍神へ来て、もう27年間住んでるとい人が「奇人、変人、美人、外人」と言いました。外人というのは外国人という意味ではなしに、外から来た人、奇人、変人、美人、外人が中心になった町づくり、もう、私、この分野でもう私はあかんなど思ったんですけれども、そういうことを言った上で質問します。

それから、2点目には、町長のこの未来を見据えた町づくり、非常に堅実なビジョンやけれども、もうちょっとおもしろいというか、夢のある未来を見据えた町づくりができかなと、そういうことで、また長くなって悪いんですけれども、あと何分。

一つ、また太地町の町長とこへ話聞いてきたんです。太地町では、町長と同じように、町長は6つを挙げましたけれども、太地町は5つ挙げているんです。同じような中身ですけども、言葉がちょっとおもしろいんですね。例えば、「公園の中にあるような町」、これは住環境を整備するということに、町長、言われる、そういうふうになると思うんですけども、言い方、ちょっと夢のあるようになっているんです。

それから、2番目は「80歳になっても恋愛のできる町」、これは高齢者を大事にしていく、高齢者福祉をやってくという、高齢になっても住んでよかったって、町長、言われる、それをこんなに表現しているんです。80歳になっても恋愛のできる町。

それから、「住民が健康でありたいと自ら願う町」、4つ目が「子どもたちは、学校と

地域が一体となって育てる町」、これも、町長、よく言われることですがけれども、その言い方がちょっと夢のあるように変えていると思います。それで、5つ目は、鯨に関係するという、鯨の町ですからね。そういうふうなことを言われておりますので、やっぱり町長も堅実でいいんですけれども、もうちょっとほんわかなビジョンというか、夢を与えられるようなことを工夫していただけたらと、2点目は思うんですが、以上、ごしゃごしゃしゃべってすみません。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の1点目、この産官学金労言という形でございますが、「産」は産業界という形で、これはあれでしょうか、委員の構成メンバーというような形をば、ここでお答えするのでしょうかね。

それにつきましたら、後ほど担当のほうからということでございます。

「言」というのが言論ということでございます。例えば、地方の新聞社とか、そういった形でございます。そして、この中で、町民からの公募ということでございますが、これ若干名ということで公募、応募させていただいてございます。こういった、この協議会ということでございますが、中西議員がおっしゃるとおり、絵に描いた餅とか、そんなんじゃないなくて、本当、この計画ということも多くの方に集っていただきまして、その中で協議ということ言えば、地についた地域づくり、町づくりの計画というような形の方向性を目指してやっていきたいなど、このように思います。

それと、前段から、海士町とか、そういった形も、私自身も、いろんな形で勉強しながら、今後ともやっていきたいなどと思います。

また、2点目の太地町の三軒町長ということでございますが、私自身も、いろんな形でこの町長にもお世話になってございます。すごく温厚なお方だと、私も認識してございます。そういった形の中で、太地町も鯨というような形の中でやっているかと思えます。美浜町の場合は、もう少しフレーズとか、その辺の考えもあったかと思えますが、その辺のフレーズも今後とも勘案しながらやっていきたいなどと思います。

ただ、行政って、確実も大事ですが、夢ということも大事でございます。ただ、美浜町の場合は、やはり地震、津波の問題もございまして。そういったことも第一義にやりながら、中西議員がおっしゃる夢も描きながら、今後とも取り組んでまいりたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 中西議員の質問に対しまして、町長の答弁に補足をさせていただきます。

まず、産官学金労言、具体的には産業界であります美浜町商工会、それとJA、農協です、の構成になっております。あと、教育機関につきましては、日高高校に参画していただいております。あと、金融機関につきましては、紀陽銀行、それとときのくに信用金庫の構成です。あと、「労」の労働団体につきましては、ハローワークでございます。あと、

「言」、言論のほうでは、新聞社としまして紀州新聞社、日高新報社との構成でしてございます。あと、応募人数を問われていましたけれども、1名の住民代表の応募者としております。

あと、最後に、計画に住民の声を反映してはということでございましたが、直接的な方法としましては、今のところ案ではございますが、地方の創生のためのアイデアを広く住民さんに募集をかけて、募集テーマを掲げて提案いただくことと予定してございます。

具体的には、募集テーマとしましては、地方創生に係る若者が安心して働くための産業振興の創出、結婚、出産、子育ての希望をかなえる環境づくり、移住・定住など新しい人の流れの創出、安全に安心して暮らせる活気ある町づくり、それとその他地方創生のための提案として、広く住民の方にもアイデアを提案していただく予定としてございますので、これによって住民の方の声を反映させていただくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） ぜひ、よろしくお願ひしたいんですが、産官学金労言というのを聞いたら、何かこう男性が出てくる、イメージとしてね。商工会とか、JAとかいうたら男性とか、出てくるんですけども、ぜひ女性、それから18歳の選挙権も実現したんですから、日高高校、これ生徒だったらええなと思うんですけども、そういう若い人、これから将来の町を担っていく若い人の意見も聞けるような、そういうふうな人選を行っていただいて、ぜひええ総合戦略、みんなが協力できるような、そういうものを目指してやっていただきたいと思っております。ほいたら、それは、2点目はもうそのくらいにします。

3項目めをお願いします。

ふるさと教育ということですか。

町長は、所信表明で、町づくりの基本目標に笑顔のあふれる子どもたちを掲げて、ふるさと教育の充実をうたっておられます。ふるさと教育は、各校において創意工夫をしながら、特色ある取り組みを行っているとして、現在の取り組みをより充実させるために教育委員会と連携し、人的、物的に充実した支援を行っていくと述べておられます。私も、町づくりを考える上で、ふるさと教育は非常に大事だと思います。やっぱり、この地域を愛する人、そういう愛するためには地域を知らなあかんということですね。大事だと思います。

そこで、ふるさと教育って学校でどんなに行われているんかということで、先日、和田小学校を訪問してお話を伺いました。年間70時間の総合的学習の時間とか、高学年には社会科の時間を利用して地域学習や福祉学習に取り組んでいることや、また5月26日には稲葉前松原小学校長先生を招いて、美浜町の歴史や地理などを学習した、こういうことを伺いました。そして、こうしたふるさと学習を推進していく上で問題となることは何ですかと、私が質問しましたら、校長先生は、1つは現地に行き現物に触れることで、より学習効果が上がるのだが、交通手段に苦慮している。通学バスの使用は文科省が通学用に

限定しているので使用できない。バス代を保護者に負担をかけなくてもいいような交通手段は考えられないかと。このことと、公園や現地案内などをしてくれる人のリスト、名簿があったらええなということをおっしゃいました。

校長先生の話を聞いていて、私も、そのほかに資料館の問題があるのではないかと思います。町内で集められた昔の道具などは、現在、旧給食センターなどに保管されているが、見学できるように整理されていないと聞いております。また、日の岬パークアメリカ村カナダ移民資料館は、閉館となっています。ふるさと教育を推進するためには、町長の言うように、十分な人的、物的支援が必要だと思います。

そこで、以下3点質問します。

1点目は、現地見学するための交通手段の確保は考えないか。

2点目、講師のリスト作成の考えは。また、講師を養成することも必要ではないか。

3点目、資料館の整備とアメリカ村カナダ移民資料館の開館は考えないか。

以上、お願いいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の3点目、ふるさと教育の推進についてのお尋ねで、1点目、現地見学のための交通手段の確保をどうするのかにお答えいたします。

美浜町の子どもたちが自らのふるさとを知り、愛着を持ち、将来の美浜町を主体的に担っていくようにすることは非常に重要なことであると、私も認識しております。私は、このような観点から、教育委員会と協議し、共通認識を持った上でふるさと教育のための支援を行っていきたいと考えております。

物的支援といたしましては、議員の言われるとおり、輸送手段が必要となってきます。このことについては、町バスを活用するなどして、家庭にできるだけ負担のない交通手段の確保を図りたいと思いますが、行政目的以外に町のバスを使ってはいけないという国土交通省近畿運輸局からの指導もございますので、そのあたりの整合性を取り入れながら検討をしてみたいと思います。

2点目、講師語り部のリスト作成と講師養成が必要ではないかのお尋ねでございますが、ふるさと教育を推進する上で、多くの語り部がおられることは大切なことであります。地域の語り部の方を適切に活用させていただくことで、子どもたちの学習効果を上げることができるだけでなく、語り部の方と子どもがふるさとの学習を通じてコミュニケーションを図ることにより、地域住民としての繋がりを広げ、また深めるきっかけとすることもできると思っております。今後、教育委員会と協議する中で、適切な語り部の登録等の方策を検討してまいりたいと思います。

3点目、資料館の整備とアメリカ村カナダ移民資料館の開館を考えないのかにお答えいたします。

アメリカ村カナダ移民資料館につきましては、歴史的に貴重な資料が所蔵されていると認識しております。ふるさと教育を推進する方途の一つとして、当資料館を活用するこ

とは有益なことであると思います。しかしながら、当資料館につきましては、現在、町の所有施設とはなっておらず、町が主体的に活用するには困難な状況であるということでございます。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 中西議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目、現地ふるさと教育の現地見学のための交通手段の確保をどうするかという点についてでございます。

現在、ふるさと教育については、小学校1・2年生における生活科の町探検、3年生社会科における校区調べ、小学校3年生以上では、総合的な学習の時間における地域学習等を行っております。もちろん、自らの足で地域を歩くことで、地域の「人、物、事」を知ることが大切であります。町全体を知るには適切な交通手段の確保も必要になってまいります。今後は、町長部局とも協議しながら、適切な交通手段の確保を図っていきたく思っております。

2点目、講師のリスト作成と講師養成が必要ではないかということについてでございます。

ふるさと教育を進めるためには、現地に赴き、実際に見聞きすることが大切であるということ言うまでもございません。また、より効果的な学習を行うためには、語り部等専門的な見地からの説明を受けたり、質問に応じてもらったりすることが大切になってまいります。現状においては、各学校は町のおはなし出張講座による講師などを活用して学習を進めたりしているところであります。今後とも、おはなし出張講座については十分活用していきたいと考えております。

さらに、議員ご提案の地域の語り部発掘につきましても、文化財審議委員の方々をはじめ、地域には各方面にわたる人材がいらっしゃるか存じますので、今後、人材の情報を収集する中で、ふるさと学習に資するリスト等が作成可能かどうか、検討をしていきたいと思っております。

3点目、資料館の整備とアメリカ村カナダ移民館開館を考えないかという点についてでございます。私のほうは、資料館についてお答えしたいと思います。

現在、資料館は新浜に設置しております郷土資料館を活用しておりますが、小学生が社会科の学習として、昔の道具を見学する際に活用したりしております。昔の暮らしを想起させるためには、有効な施設であると考えてございます。

一方、現状では必ずしも十分な整理がされているとは言えないというご指摘もございます。今後、専門家の意見も参考にしながら、整備の方向性について検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 時間がありませんので、カナダ移民の資料館のことだけ、ち

よっともう一回します。

これは、町のあれではないのでということなんで、そこで一つ提案ですけれども、ふるさと納税というんか、昨日も繁田議員が観光の面でも、日の岬、大変重要やという質問をされておりましたが、そのふるさと納税というのを、ちょっと今はあれが変わってきておりますけれども、それを町営にするために、町有にするために、このカナダ移民資料館を存続させるためにということで、全国やカナダに募金を募ってはどうかと。この存続させるための納税ですというような形で、そういう形でこの移民資料館、ぜひ、大事なものと町長も答弁をされましたので、これが閉めておいたら本当に散逸したり、破損したりすると思いますので、何とか方法を考えて、私は、そういう形でどうかということですが、これについてはどうでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員にお答えいたします。

カナダ資料館、私自身も、随分大事な施設ではなかろうかなと思います。ただ、民間という問題もございます。この民間の中で、私は、閉館というんじゃないくて、休館というような形の認識を持ってございます。そういった形の中で、向こうの方とも、所有者の方ともお話もしたことがございます。そういった形の中で、例えばふるさと学習、ふるさと教育、そういった形の中で、中を見学したいよというケースだったら、それはもう喜んで開けさせていただきますというような形のお答えも頂戴しております。

中西議員がおっしゃった、これに関しまして、町営にするため、そして存続するためというような形も一つの方法かもわかんないですけれども、あくまでも今のところは所有者が民間ということでございますので、その辺につきまして、ここでどうする、こうすると言わんじゃなくて、その辺も勘案しながらというような形になろうかと思っております。

というのが、ふるさと納税というような形もございます。ふるさと納税の中で、移民につきまして何とかしていただきたいというような形の要望も頂戴しております。そういったことも勘案をしておるんですけれども、あくまでも、カナダ資料館につきましたらば民間ということも、中西議員もご存じだと思いますけれども、その辺も考えながら、向こうは向こうなりに開けるといっても言っていたいておりますので、その辺も、ただ、私の聞いた話の中では、あくまでも新しくしたい構想もあるというような形も聞いておるといってございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、4点目の質問に移ります。

自衛隊での中学生の体験学習についてということで、文部科学省のキャリア教育推進の方針を受けて、職業体験学習を実施することになっておりますが、最近、期間や仕事内容、事故などで受け入れる事業所が少なくなっております。そこで、教育委員会に受け入れ先の確保を要望して、教育委員会は各事業所に協力要請を行い、受け入れ事業所リストを作

成し、その中に自衛隊が含まれております。学校が生徒たちに職業の一つとして自衛隊での体験を選ばせております。

昨年、御坊市内の3中学校の体験学習が、地方紙に写真入りで報道されました。8月20日、湯川中学校男子10人、女子5人の計15人が駐屯地から西山頂上を経て美浜町に戻る約15kmの徒步行進に挑戦した。生徒らは、迷彩模様のリュックに弁当や水、着がえなど約5kgの荷物を詰め、迷彩帽をかぶり、隊列を組み、先頭と中間、最後尾を隊員6人が保護した。山頂で弁当を食べた後、駐屯地へ戻った。15人は、19日から2日間の日程で職業訓練をしており、初日は敬礼などの基本教練やロープワークを受けて、20日は行進の後、救命措置の仕方を学んだと、このようにあります。

昨年の広報みはま7月号には、5月13日から15日、松洋中2年生が27カ所の事業所で職業体験を行ったとして、陸上自衛隊で3日間びっしり訓練を受けたよと、男子生徒3名が迷彩服、迷彩帽で訓練を受けている様子が写真入りで紹介をされておりました。今年も、地方紙によりますと、6月2日から3日間、松洋中学校2年生50人がオークワロマンシティ御坊店や陸上自衛隊和歌山駐屯地など22事業所で職場体験を行ったと報じられております。

現在、国会で自衛隊のあり方を大きく変える安全保障法制が審議されております。従来の政府の憲法9条解釈は、専守防衛で、海外での武力行使は許されないというものでした。この制約を取り払い、アメリカが始めた戦争に自衛隊が後方支援の名で弾薬の補給や武器の輸送まで行い、戦闘地域であっても活動できるようにするというものです。戦後70年間、自衛隊として1人の戦死者も出さず、1人の外国人も戦闘で殺しませんでした。それが、海外で殺し殺される軍隊となるのです。日本が戦争できる国となり、自衛隊は殺し殺される戦争に参加する、その訓練をする場に体験学習として生徒を参加させてよいものでしょうか。

そこで、2点質問します。

1つは、安全保障法制について、町長の考え、どういうふうにお考えですか。それから、自衛隊で体験学習をさせることについて、教育長はどのようにお考えですか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 中西議員の4点目、自衛隊での中学生の体験学習についてのご質問の中で、安全保障法制について、町長の考え方につきましてお答えいたします。

新設される国際平和支援法とPKO法など、海外派兵関連法10本について町長の考えはというご質問でございますが、先日の高野議員のご質問にもお答えしたとおり、地方自治法体の長が国会で審議中の法案について、賛成とか反対とか言う立場ではないと考えてございます。

教育長に対し、体験学習についてはというご質問もございますが、和歌山県内で唯一の陸上自衛隊和歌山駐屯地と美浜町は53年間の長きにわたって共存してきた。これは、紛れもない事実であるということをおし添えたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） ご質問の自衛隊での体験学習についての考えはということについてお答えをいたします。

児童・生徒に発達段階に応じて勤労観、職業観を育てることが必要であるとして、キャリア教育が登場し、キャリア教育の実施に当たっては体験的な学習を重視し、特に中学校の段階が極めて重要であるとされてございます。

本年度、松洋中学校が実施いたしました職場体験学習は、2年生を対象に町内外22の事業所をお願いをして行いました。職種はさまざまです、22の事業所の中の一つに陸上自衛隊和歌山駐屯地が含まれてございました。体験させていただく事業所は、いずれも生徒自身の希望によるもので、いずれの事業所も一つの職業であり、職場であると認識してございます。よって、現時点においては、ご質問の自衛隊での職場体験学習について疑問を挟むものではないと考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 安保法制が、今、国会で審議をされておりますが、その中でいろいろと明らかになってきたことがあります。私、びっくりしたんですけれども、イラクのサマーワへ派遣をされました。そのときに、ひつぎを10個、10個というんですか、もう用意して行ったということとか、あるいはイラクとアフガニスタンに、インド洋の給油と、それからイラクに派遣された人のうちで帰国して54人が自殺をしているとか、あるいはイラクとアフガニスタンに派遣されたアメリカ兵200万人のうち、50万人が帰還後、精神を病んでいると。これは天声人語にも出てあります。そういうふうなことを読みまして、今、国を挙げて人口減をどうするかと考えているときに、人口を増やしてくれる若い人を海外の戦場に送っていく。そして、無事に帰っても、精神障害を持つ、自殺をする人とか出てくる。こういうふうなことは、どうかというふうなことを非常に考える。

町長に、賛成か反対かと言うてくれと言うたん違うて、そういうことをどう考えているかなということをお聞きしたかったんですが、高野議員の質問に、憲法は根幹であると回答されましたね。だから、憲法は法律とか、そういうのが下にあるというふうに捉えられたので、憲法ということ根幹にあるって、その町長の高野議員への回答を、もうそれでいただいときます。

それから、教育長に対しては、今の時点では考えないということでしたが、これが、この安保法制が成立をしますと大変なことを、今言うたような、そういうことが起こってくると。それで、教育長も、前は先生をされていたんだからご存じだと思いますが、アジア太平洋戦争で多くの教え子たちを戦死させた。その反省から、教え子を再び戦場に送らないって、こういうことをスローガンにして、教育をやってきたわけなんです。ほいで、従来の自衛隊というのは、例えば3.11の大震災に救援活動に行くとか、あるいは中には資格を取りにいくとか、そういう形で一つの職業として考えてもよかったです、

今までならば。しかし、教育長がちょっと言われたように、「今の段階では」という限定つけられたので、そこらを私は重く受けとめて、本当にこの安保法制が成立し、今、反対がいっぱい起こってますけれども、安倍さんは、4月の終わりにアメリカで、もうこれ約束してきたんですね、安保法制をつくりますって。国会にも何も出してないのに、非常にこれは国民主権や立憲主義に反することですが、こういうことをやってきておりますので、何が何でもこれ成立をささんと安倍内閣は倒れると思いますので、そういう必死になっている中で、もし通ったらということで、また後でその教育長のお考えを、今は通ってませんので、そのお答えをいただいて、また後で、通った後でのご意見というか、お考えを聞きたいということで、今回は、まだある、時間。もう、ないの、時間ありませんので、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は午後1時30分です。

午前十一時五十三分休憩

午後一時三〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

午前中に続き、一般質問を続けます。

4番 北村議員の質問を許します。北村議員。

○4番（北村龍二君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い、質問させていただきます。

現在、西中地区の地区要望でもあります下の池埋め立てについて質問させていただきます。

平成24年第3回定例会、平成25年第4回定例会で繁田議員からの質問等々、町の関係機関のご尽力のおかげもあり、このたび補正予算並びに平成28年度の埋め立て着工にこぎつけられたことに感謝します。そして、新たにこの下の池の有効活用について3点質問させていただきます。

1つ目は、町のほうからも、津波対策の一時避難場所というのは下の池としては設けてないと聞いておりますが、海拔8mというのは近隣の土地の高さとしては高く、一時避難体制には充分ではないかと思っております。そして、またそのときに簡易トイレなども並行して考えていただきたいと思っております。

2つ目は、埋め立て後、放置となっておりますその他有効活用を町として考えておられるなら、埋め立てと同時に何らかの措置を行っていかげんかでしょうか。二度手間の防止でも、なると思っております。

3つ目は、池の先住民、フナやドジョウやナマズ、ホテイアオイ、オオトクサ、シマフトイなどの調査をしていただいて、なるべく自然破壊は避けていただきたい。できれば、引越しも考えていただきたいと。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の1点目、下の池埋め立てについてのご質問で、3点のご質問への回答に先立ちまして、農業用ため池である下の池の廃止、いわゆる埋め立てに関する概要についてご説明します。

かねてより、和田西中地区自治会からの要望事項でもあり、平成24年度から平成27年度にかけても連続して公園及び一時避難場所としての要望を承っているところでございます。

このような経緯を経て、今議会において、下の池測量調査設計業務委託料3,350千円を補正予算として計上しているところでございまして、その内容につきましては、ため池及びその周辺の地形の把握のための測量業務、造成に当たっての地質調査業務、それから造成工事・排水工事に係る設計業務でございます。

工事自体は、平成28年度に予定しており、流入してくる雨水を下方へ排水させるための工事及び土砂を搬入し、整地する造成工事が主な内容となります。

まず、1点目の一時避難場所の有無、防災倉庫移転等にお答えいたします。

南海トラフ巨大地震による津波の浸水想定では、下の池は浸水しない想定になっていきますので、埋め立て後は、避難場所として利用することは可能かと思いますが、津波からの避難で最も重要なことは、想定にとられることなく最善を尽くすことであるため、下の池のすぐそばで標高が高く、平成25年に作成した津波ハザードマップにおいては、「下の池付近の高台」という名称で避難場所として指定している西山に避難することが最善であると考えます。

防災倉庫の移転等につきましては、各地区が所有している防災倉庫のことを指しておられると思いますが、簡易トイレの設置も含め、埋め立て後の跡地利用計画の検討材料の一つかと思えます。

2点目の下の池埋め立て後の有効活用のご質問であります。

「その他の活用策」に関しましては、ここ数年来、要望が出されていた案件でもありますので、地元自治会のご意見をお聞きする機会を設け、造成工事の設計を進めてまいりたいと考えてございます。

3点目の池の生物の調査（植物含む）のご質問でございますが、「池の先住民」につきましては、現在のところ、どのような生物が生息しているのか把握しておりませんので、業務の履行過程において現地を確認してみます。

○議長（鈴木基次君） 北村議員。

○4番（北村龍二君） この下の池の問題は、もともとは、私もいろいろ調べさせていただいて、平成21年から実際は区の要望として取り沙汰されているわけなんですけれども、その21年のときには池の管理はどうですかと始まって、内容は違いますが、またその後22年には公園を前提にして、前向きに検討と。23年には、震災の後なんで、西

山への避難場所への登り口の一時避難場所ということで、そして24年、下の池の有効活用に向けて関係機関との調整と。そして、25年、同じく下の池の有効活用に向けてと、関係機関との調整ということです。

このような経緯をたどってようやく埋め立てをすることになって、私も聞き、ほっとしたんですけれども、今度は埋め立てた後に更地で置いておくという話をお聞きしました。そして、1番目の質問の件ですけれども、実際私もその地区に住んでおるんですが、確かに、皆さん、訓練の際は下の池の南側に集合しているわけなんですけれども、こんな、言い方悪いですけれども、浸からなかったら、その下の池の今度埋め立てたところには何百人と皆さん来られると想定するんですけれども、西中地区で、約ですけれども、大体私が見積もらせてもらって大体100世帯ぐらい、それで西地区で80世帯ぐらい。それで、東中地区もちょっと距離はありますけれど、遠回りになりますけれども、30から50世帯ぐらいは西山向いて歩いて来られるんじゃないかと推測するんですけれども。そこには、今回新設される松原地区の高台でも設置される簡易トイレ、防災倉庫の移転なども地元の自治会と早急な話し合いをしていただいで、早急に一緒にやっていただきたいということです。

2点目なんですけれども、下の池の有効活用ですけれども、更地にだけは絶対しないほしいというのがまず1点で、繁田議員が長期にわたりご尽力いただいで、地区要望として言い続けていただいで、埋め立てた池が、また雑草やササや生えてきて、また地区で草刈りと、掃除というようなことを繰り返すような悪循環だけは避けていただきたいです。

埋め立て工事を実施されるときは、埋め立て工事实施の後の案ですけれども、1つ目は今言うた簡易のトイレ付きの一時避難場所、ほいで2つ目は海拔8mという高いところにありますもんで、例えば若い夫婦の転居を考えておられる方とか、住宅、他町でもありますよね、住宅の提供、こういうのも、もし安くで町としてやっていただければと思います。

2つ目の案は公園です。美浜町在住の小さいお子さんがおられるご夫婦を他の市町の公園でよく見かけます。美浜町にもこんな公園があったらいいなと、よく聞きます。昨今の子どもの遊び場というのは、いろいろ制限され、遊ぶ内容もほぼ限られてきています。失礼ながら、他市町の公園だってそんな大したもの置いてないんですけれども、公園で遊ぶことすら美浜町から出ていくという、今、現状です。下の池埋め立て後で、もし公園になるんなら、何かもう見晴らしもよくて、それで田んぼや畑で作業されておられる方もよく見えて安全で安心だと思います。これが直接的な人口増加に繋がるとは言いませんけれども、生活環境の整備ということではないでしょうか。

3つ目の下の池の先住民ですが、私の子どものころはよく下の池で、たもでカニやカメやドジョウやナマズやエビや、たまにウナギもありましたけれども、釣りをしてコイを釣ったり、和田の人ならあの池にちょっと遊びに行ったことあると思うんですけれども、今やったらもう行ったらあかん、行ったらあかんていうて、親御さんも厳しく言われると思います。植物なんかでも、ホテイアオイとか、シマフトイとか、もうホームセンターで

行ったら何百円もするようなやつ、いっぱいごろごろあります。ほんで、この前、ちょっと、私も、よくうろちょろするんですけども、サンショウウオとかも、稚魚とかもやっぱりいてました。びっくりしたんですけども、あとナマズの稚魚とか。まだ、だから、なかなか、いろんな魚もいてると思います。

ある池では、ブルーギルといいまして、美浜町の池なんですけども、肉食の魚がおりまして、もう、私が釣りに行くときに、冷凍のエビとか、カシワつけて池へ放り込んだら、食らいついてくるんですね。ほんで、逆に言うたら、ほかの魚が、ほぼ、いてません。そういう池もあるんですけども、こういう、何が言いたいかいうたら、自然があふれた町でこれからも自然をアピールせなあかんと。町からそういう先住民さんたちも消えていってしまっっては困ると、調査、移転、よろしく願いますということです。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員のご質問にお答えいたします。

まずもって、この下の池につきましての一時避難場所という形でご質問であったかと思えますけれども、先ほども、私自身、ご答弁させていただきましたが、ほん少し行ったらば、西山という自然の高台がございます。よく言われる言葉に、1秒でも早く、1ミリでも高くというふうな形の言葉もあろうかと思えます。

そういった形で言えば、想定にとられるなということ言えば、逃げるので言えば、少しでも高いところ、自然の高台ということ言えば、やはり西山ということが一番よいのではなかろうかなと思えます。

ただ、その下の池の埋め立てに関しましたらば、いろんな形で利用もできるかと思えます。そして、この下の池の利用に関しましたらば、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、地元自治会とも協議をしまいたいなと、このように思えます。

そして、北村議員が公園という形のこともあったかと思えます。美浜町にも、小公園ということがございます。いろんな形で吉原公園から、えびす公園、王子公園等々がございます。美浜町にも小さいなりに、公園がありますので、またその辺もご利用、ご活用もいただきながら、町としましても、なかなか大きな公園とか、後の維持経費等々も関係しますので、即座にというのはつくってはいけないんですけども、その辺につきましても、維持修繕もしながら、取り組んでまいりたいなと思えます。

また、池の先住民ということもございますが、それに関しましても、私自身、先ほどご答弁もさせていただきましたが、業務の履行過程におきまして、現地を確認していきたいなと、このように思えます。人口増、いろんな形であろうかと思えますけれども、その辺も勘案しながら、また北村議員のご提案等々もいただきながら、前向いて進んでまいりたいなと、このように思えます。

○議長（鈴木基次君） 北村議員。

○4番（北村龍二君） その自治会のほうだけはちょっと早急に、日、切ってでも、もう

いつするという感じで、来年の話になりますけれども、今今の話ではないですけれども、日切ってでも、自治会と一回話して、ちょうど今日は午前中に中西議員もおっしゃってましたけれども、浸かるんじゃないかと。例えば、西中の会場に至っては、2.4、5m、二、三mやったと思うんです、海拔。それで、今言うたように、先ほどのところ、8mありますもんで、東中も会場もかなり低かったと思います。ですもんで、もうこれはもし一時避難場所と銘打ってやれるのであれば、ちょっとその辺を考えていただきたいと。それで、至急、同時進行みたいな形をとっていただければと思います。この件は以上で、ありがとうございます。

○議長（鈴木基次君） では、2点目。

○4番（北村龍二君） 2点目、はい。婚活サポートについてですけれども、再度質問させていただきます。もう、単刀直入に、今年中の急を要する事業として、婚活サポート事業の現在までの進捗状況並びに予算可決後の企画立案を、大まかにかつ具体的に説明してください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の2点目、婚活サポート事業についてのご質問で、残り時間が少ない、婚活サポート事業の進捗状況についてお答えいたします。

平成27年3月議会におきまして、ご承認いただきました婚活サポート事業委託業務につきましては、過去に婚活事業実績があり、そのノウハウを持っている企画会社に委託をし、担当課職員とともに、企画案を検討していく予定としてございます。

本事業につきましては、ポスターの制作及び県内市町村への掲示、マスメディアを利用した周知広報など、そのノウハウを活用させていただきます。

開催時期につきましては、ほかの行事や気候なども勘案いたしまして、11月上旬を予定してございます。

開催場所は、煙樹海岸多目的広場を主会場とし、地引き網体験や地元特産物のプレゼントなどを取り入れながら、美浜町のPRを含めたイベントを考えてございます。

募集の開始は9月に入って1カ月程度の期間としまして、募集人員は男女50名ずつの計100名を設定してございます。

本事業では、美浜町のPRを含めた形で出会いの場を提供し、最終目標として結婚及び定住というところに繋げていきたいと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 北村議員。

○4番（北村龍二君） 何点か、質問させていただきます。

まず、ポスターを県内市町村と言っておられましたけれども、県外の募集はしないんですか、ということが1点と、それで和歌山県同士の方も必要ですけれども、県外からも、女性陣を連れてこないといけないんじゃないかと。せめて、大阪の南部、南のほうぐらい、下のほうだけでも、何か募集をかけられるようなことをまた考えていただきたいです。

それと、募集比率なんですけれども、50・50ということでおっしゃっているわけな

んですけれども、なかなか、昨今、男性のほうがちょっと草食男子と言われているように、50・50じゃなかなかカップルは成立せえへんのじゃないかと。例えば、40・60であったり、細かく言えば、35・65、30・70とか、ちょっと、倍に近いようなことで女性陣をいっぱい集めていただいて、というのが、私が今考えています。

それで、年齢制限はありますか、男女とも、地元の特産のプレゼントと。若い子たちが来ますもんで、特産のプレゼントもちょっと考えていただいて、もらってよかったよって思えるような、何かプレゼントありますか。

それで、美浜町のPRを含めた格好いい婚活をしていただければと期待しているんですけれども、私も、もう一つ、そのときに司会もやっぱり要ると思うんですね。司会も、ちょっと元気のある上手な司会の方、どなたか、誰かおられますか。

私も、引き続き婚活サポートとして、サポーターとして頑張っていきたいんですけれども、いつも、課長からお呼びいただいているんですけれども。お呼びいただければ司会でも何でもするんですけれども、ぜひ、またお声かけていただければと思います。

質問は以上です。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 北村議員の質問にお答えします。

まず、ポスターの掲示等PR方法についてでございますが、議員のおっしゃるとおり、県外にも意識した広報PRを考えております。

県というのは和歌山県庁、市町村というのは県内市町村の各役所関連のことではございますが、あと具体的にはフリーペーパーということで、各地方で無料のそういったフリーペーパーが存在しております。そういったことの活用を考えていきたいと思っております。

また、県外については、これも議員が直接おっしゃいましたが、大阪南部の地域までを想定して、もちろん、そこにはこだわりませんが、県外への発信も考えていく予定でございます。

また、テレビCMですね、委託業者によってそういったテレビCMも含めた広報PRを考えております。

次に、参加人数でございますが、今のところは男女ともに50名ずつを予定しておりますが、その申し込み状況によりまして、例えばその数が変わるということにもあろうかと思えます。そのときは、そのときの申し込みによって対応したいと考えております。もちろん、そういった必ず50・50ということではなく、臨機応変に対応したいと考えております。

それと、あとは参加資格なんですけれども、これは想定としては、二十歳以上の方を想定しております。学生については、参加はできないというふうに考えております。

あとは、地元特産物についてでございますが、そういった11月ごろを予定しております。例えば地元特産の農作物であるとか、また海産物であるとか、美浜町のPRを含めた、もちろん、そういった要素も踏まえた上で選定します。ただ、今のところ、具体的にどういったものかということはまだありませんが、季節に応じた、また地元ならではの特

産物のプレゼントを考えていきます。

あとは、最後に司会についてということですが、これについては、今回委託させていただき業者のほうで、そういった司会業に精通した方をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 引き続いて、5番 龍神議員の質問を許します。龍神議員。

○5番（龍神初美君） 5番、龍神です。龍神初美です。よろしくお願いいたします。

一般質問に入る前ではございますが、1つ訂正がございます。通告書には空き家等対策の推進に関する特別措置法についての質問の中の2点目に、「特別措置法に指定される」云々とありますが、「特定空き家等に指定される」云々と訂正をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

まずは、空き家等対策の推進に関する特別措置法についてです。空き家等対策の推進に関する特別措置法については、5月に議会から執行部への文書質問に対して既に回答をいただいているところですが、改めてこの特別措置法について何点か確認をしたく、今回の一般質問に再度取り上げさせていただいたことをご了解願います。

さて、この特別措置法については、去る5月26日に完全施行され、これまでなかなか手が出せなかった倒壊寸前の空き家などに対して、一定の効果が期待される法律であると解釈しているところです。

吉原の西のほうにも、家の壁が道路側に傾き、一たび大きな地震がくれば倒壊して、たちまち避難の妨げになり得る空き家があります。また、和田の東地区にも、これはもっとひどい状態で、いつ倒壊してもおかしくない空き家もあるのは、ご承知のとおりです。

そこで、この特別措置法について、以下の3点について質問させていただきます。

1点目は、特別措置法の概要を再度わかりやすく説明をしていただきたい。

2点目は、特定空き家等に指定されるとどのような効果が期待できるのでしょうか。吉原西の家も適用可能なのでしょうか。

3点目は、どこの課が担当窓口になるのですか。

以上、3点をお伺いいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員の1点目、空き家等対策の推進に関する特別措置法についてのお尋ねで、1点目が、特別措置法の概要をわかりやすく説明していただきたいにお答えいたします。

5月15日付で美浜町議会から提出されました「全員協議会（政策勉強会）における質問」の中で回答しましたものと同じになりますが、この法律は平成26年11月27日に公布され、平成27年2月26日に一部施行、平成27年5月26日から完全施行されたものでございます。

特別措置法の内容は、これまで各自治体の景観条例や空き家条例で対応していたものを、全国的に対応するために国が基本指針を定めるもので、これに基づいて、「市町村は、空き家等対策計画を作成し必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。」となっていて、この計画によって、空き家等の所有者の把握、データベースの作成、管理の促進が図られるようになるものでございます。

2点目の特別措置法に指定されるとどういった効果が期待できるのか、吉原西の家も適用可能なのかでございますが、市町村は、空き家等の中でも、特に著しく保安上危険となるおそれのある状態、2点目、著しく衛生上有害なもの、3点目、著しく景観を損なっている状態、4点目、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態等の状態にあるものを「特定空き家等」と定め、これに対しまして、指導、勧告、命令、代執行の措置ができるようになってございます。

これによって、今まで放置されていた空き家の解体・撤去に繋がるのが期待されます。

ただし、一般的に所有者等と全く連絡がとれない場合は、特例措置法の適用は難しいのでは考えてございます。

3点目、どこの課が担当窓口になるのかにお答えいたします。

新しい制度でございますし、全庁的な話であります。どこの部署が主担当となるのか、現在のところまだ決まっていない状況でございます。特定空き家等の指定には、防災面や建築的な知識も必要だと思われまして、特定空き家等に勧告されると、固定資産税の優遇措置からも外れることから、税制の知識も必要となってきます。

今後、庁舎内の体制づくりに努めたいと考えてございますが、全庁的な調整が必要な事務でもありますので、総務政策課を担当窓口にしたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木基次君） 龍神議員。

○5番（龍神初美君） 再質問に入ります。

まず、1点目の特別措置法の概要については、この間もお聞きしておりますので、おおむねわかりました。

2点目の質問ですが、特定空き家等と定義される条件がご答弁では客観的ではないように思うのは、私だけでしょうか。著しく保安上危険とか、著しく衛生上有害など、著しく言葉だけでは主観的になるのではないのでしょうか。町民も判断によっては納得のいかない場合も出てくると思います。まだまだ新しい法律なので、これからだと思いますが、もっと具体的に提示されているのですか。

例えば、和田東の物件は誰が見てもこのケースに当たると思います。それに比べて、吉原西の物件はどうでしょうか。物件のみで考えてです。この法律はあくまでも所有者がわかっているものに限られるならば、町としてはそれ以外の物件が危険であっても何もできないのでしょうか。

町長は、この特別措置法に対して、どこまで本気で取り組む意気込みがおりますでしょうか。所有者がわかっている物件に対しては、国の指針に沿って特定空き家等に定め、指導、

勧告、最終的には代執行までやる意気込みはおありですか。率直なご意見をお聞かせください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。

○議長（鈴木基次君） 龍神議員。

○5番（龍神初美君） すみません。3番目のを、先、言っておきます。ごめんなさい。

○議長（鈴木基次君） はい、どうぞ。

○5番（龍神初美君） はい。3番目については、総務政策課ということで、物件の状態によっては産業建設課、防災企画課、住民課、税務課など、複数課がかかわってくるので、私も、窓口は総務政策課でよいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員にお答えいたします。

この空き家等ということの中の特別措置法でございますが、私自身も、例えば和田の東とか、そして西というような形は認識は持っております。ただ、この特別措置法でございますが、やはりその所有者、その辺がわかっているかないかという形も、私自身は、大きな問題であろうかと思っております。

というのが、日本という国でございます。所有者、所有権等々の大きな壁もございます。そういった形の中で言えば、なかなか、こういった特別措置法というのはわかるんですけども、その上に、やはり所有者という、所有権というのもございますので、その辺も勘案した中で、先ほどご答弁させていただいたわけでございます。

私自身、例えば避難路の関係でその近くにこういった形の危険な家屋はあるということは認識しておりますし、できるだけ早く何らかの対応をしたいという考え方は龍神議員と私自身も同様でございますが、ただ前段で、私自身、ご答弁させていただいたとおり、所有権、その辺のことも勘案しながら、できるだけ前向きに進めてまいりたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 龍神議員。

○5番（龍神初美君） 町長の現時点のお考えは、よくわかりました。

そこですが、空き家等対策計画を作成とありますが、空き家等の所有者の把握、データベースの作成など、すぐに取り組めることもあり、新しい空き家から廃屋までデータにしておけば、いろいろな使い方ができるのではないのでしょうか。

廃屋は平成25年7月に調査済みですが、防災面や人口減少対策など、各地区も欲しいデータだと思います。この法律ができたことにより、町民は期待していると思います。

財政上の措置では、市町村が行う空き家等対策の円滑な実施のために、国及び地方公共団体による空き家等に関する施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充を行う15条1項とかや、このほか、先ほどもご答弁にありましたが、今後必要な税制

上の措置ということで、住宅が建つ土地には固定資産税が最大6分の1に引き下げられる税制上の特例が空き家放置の一因との指摘もあり、自治体が所有者に勧告した時点で固定資産税の特例は解除されることなど、町長のリーダーシップのもと、より進んだ対策ができるようになり、大きな決断を期待します。

以上、この質問は終わります。

では、次の質問に入りたいと思います。

集会場のトイレについてです。

各地区からの町への要望を見せていただいた中で、幾つかの区が、集会場のトイレを和式から洋式への変更を要望していることがわかりました。

吉原の集会場についても、以前から同じような話を聞いていて、今後の方向性についてお尋ねしたいと思います。

まず、現状ですが、各地区の集会場においては、最低限のスペースを有効活用するために、男女共用の和式便所のみ、または和式便所と男性用小便器という組み合わせが多いのではないかと思います。

ところが、最近、高齢化が進み、ひざが痛い、腰が悪いというお年寄りが増える中で、トイレは洋式の方が使いやすいという声をよく耳にします。

こういう声を反映して、幾つかの区から洋式トイレに変更してほしいという要望が出てきたのではないのでしょうか。

そこで、質問です。

1点目は、今後、計画的に公民館や集会場の和式トイレを洋式に変更していく計画はありますか。

2点目は、今年度の区からの要望への対応についてはどうですか。

以上、2点よろしく願いいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員の2点目、集会場のトイレについてお答えいたします。

1点目でございますが、今後、計画的に公民館や集会場の和式トイレを洋式に変更していく計画はありますかでございますが、公民館につきましては、三尾、濱ノ瀬以外には洋式トイレがあると報告を受けてございます。各地区の集会場ですが、地区要望が出てきたところから優先的に取り組みたいと考えてございます。

ただし、和式トイレより洋式トイレの方が広いスペースが必要でございますので、場所によっては壁の位置を動かすなど、大規模な工事が必要となる場合も想定されますので、全て洋式に変えていきますというお約束は、この場では差し控えたいと思います。

2点目の今年度の区からの要望への対応についてはどうですかにお答えいたします。

今年度の地区要望ですが、2つの地区から洋式トイレへの変更の要望が出ておまして、1カ所は既に26年度予算の中で実施済みでございます。

あと、1カ所につきましては、今回の補正予算の中に計上させていただき、本年度実施

の予定でございます。

○議長（鈴木基次君） 龍神議員。

○5番（龍神初美君） この質問では要望にできる限り取り組んでいただけるということですが、私のいただいた答弁の中には、難しいということも入っていなかったもので、ちょっと答弁を変えなければいけないのかなとは思いますが、これからも、順番に変更していただけることを確信したいと思います。

以上、私の一般質問を終了いたします。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木基次君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後二時十一分散会

再開は、18日午前9時です。

なお、この後、ちょっと議員の方々、ちょっと相談したいことがありますので、もうすぐ終わりますので、ちょっとお残りください。